



ロータリーの用語

東京江東ロータリークラブ



ロータリーの用語解説

目 次

I クラブ活動

1	戦略計画	1
2	出席とは	5
3	会員身分の終結	7
4	RIのプロトコル(序列)	8
5	ロータリアンの行動規範	10
6	会長の役割	14
7	幹事の役割	16
8	クラブ協議会	17
9	クラブ年次総会	18
10	人頭分担金	19
11	家庭集会	21
12	クラブ役員・クラブ理事の範囲	22

II 奉仕活動

13	職業奉仕	23
14	社会奉仕	25
15	国際奉仕	28
16	青少年奉仕	29
17	ロータリー財団	30
18	年次寄付	36
19	恒久基金	37
20	ポリオプラス	38
21	青少年交換留学生	39
22	米山奨学制度	41
23	インターアクト	46
24	ローターアクト	48
25	RYLA	50

III 基礎的知識

26	1905年2月23日の4人	51
----	---------------	----

27	手続要覧	52
28	四つのテスト	53
29	基本理念と職業奉仕	55
30	職業奉仕 概念	56
31	決議 2 3 - 3 4	57

IV クラブを超えた活動

32	ガバナー	68
33	ガバナー補佐	70
34	ガバナー公式訪問	71
35	RLI	72
36	IM	79
37	DLP 地区リーダーシップ・プラン (District Leadership Plan)	80
38	CLP クラブ・リーダーシップ・プラン (Club Leadership Plan)	82
39	地区大会	84
40	地区チーム研修セミナー	85
41	会長エレクト研修セミナー (PETS)	87
42	地区研修・協議会	89
43	国際大会	91
44	日本人 RI 会長 日本開催国際大会	93
45	国際大会ほかの会議の種類	94
46	規定審議会	95
47	決議審議会	97
48	ロータリー研究会	98
49	地域 (ゾーン)	100
50	ロータリーの民主的運営	101

ロータリーの用語解説

ロータリーの用語解説を作成した目的は、クラブでクラブ研修リーダーがロータリーの用語を説明するときにテキストとして使えるようにしたものです。

1週間に1項目、1年間で約50項目説明できるようにしたものです。解説の内容は、国際ロータリーの定款やロータリー章典をそのまま引き写すのではなく、わかりやすくまとめたものです。

この50項目がすべてではなく、まだ説明すべき項目もあります。それは次回以降順次まとめていく予定です。

1 戦略計画

1. 経緯

2004年規定審議会は、「戦略計画委員会」を設立して、戦略計画案を作成し、推奨し、また修正した上で、理事会に報告することにしました。この戦略委員会は、理事会の要請を受けて、戦略計画を立案し、解釈の基準を定め、モニタリングをするために、2006年からアンケート調査を数回実施しました。その結果収集された意見や情報は、次のとおりです。

- (1) 2006年 第1回の調査の結果、最重要課題が特定された
- (2) 2009年 ロータリアンの優先事項、関心事および懸念を裏付け、今後の変化を測定する基準となるデータを収集する
- (3) 2012年 戦略計画全体、その構成要素（中核的価値観、戦略的優先項目および目標）、近年の戦略的イニシアチブが今も適切であることを確認する
- (4) 2014年 戦略計画の進捗を確認し、傾向を把握するとともに、将来、戦略と計画作成に影響を与える可能性のある新しい概念を特定する

これらの調査の結果、R I 戦略計画における方向性が適切であったことがわかりました。したがって、ロータリアンは、この戦略計画の優先項目と目標を強く支持しています。しかし、調査結果は、ロータリーの強みとロータリーにおける改善点も明確にしています。

ロータリーの強み

- ・ 戦略的優先項目とその目標に対する一貫した支持がある。国や所属クラブにかかわらず、ほとんどのロータリアンが、戦略計画が目指すものを望んでいる
- ・ クラブや地区における戦略計画の作成と実施の重要性に対する認識が高まっている
- ・ ロータリアンであることを誇りに感じ、家族、友人、知人にもロータリー入会を勧めている
- ・ 新補助金モデルと、ロータリーの人道的取り組みにおける持続可能性の重視を支持している
- ・ ロータリーのポリオ撲滅キャンペーンのこれまでの成功に対して大きな誇りを感じている
- ・ ロータリーの活性化の目的に賛同している

ロータリーにおける改善点

- ・ 会員減少に対する継続的懸念
- ・ クラブ会員の多様性（特に年齢層と性別）が不十分だという認識
- ・ ロータリークラブ・セントラルやロータリーショーケースなどのオンラインツールに対する低い認識度
- ・ 「古めかしい」プロセス、書類手続き、用件や、変化の遅さに対する不満、出席規定や、例会頻度の規定が、入会を妨げているという懸念
- ・ ロータリー全体と、各クラブにおける 10 年後の財務的な持続可能性に対して深まる懸念

2. 3つの戦略的優先項目と16の目標

これらの強みや改善点を考慮しながら、ロータリーの戦略計画では、直接計画を掲げるのではなく、3つの戦略的優先項目と16の目標を指針として、各クラブで計画を立てるようにしています。

I クラブのサポートと強化

- ① クラブの刷新性と柔軟性を育てる
- ② さまざまな奉仕活動への参加を奨励する
- ③ 会員基盤の多様性を奨励する
- ④ 会員の勧誘と維持を改善する
- ⑤ リーダーを育てる
- ⑥ ダイナミックな新クラブを結成する
- ⑦ クラブと地区における戦略計画の立案を奨励する

II 人道的奉仕の重点化と増加

- ⑧ ポリオを撲滅する
- ⑨ 青少年や若きリーダーの支援、およびロータリーの6つの重点分野と関連したプログラムや活動において持続可能性を高める
- ⑩ 他団体との協力やつながりを深める
- ⑪ 地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを生み出す

III 公共イメージと認知度の向上

- ⑫ イメージとブランド認知を調和させる
- ⑬ 行動を主体とした奉仕を推進する
- ⑭ 中核的価値観を推進する

中核的価値観は、組織の考え方と進んでゆく方向を定めるものになる

親睦 生涯にわたる友情を育みます。

高潔性 約束を守り抜きます。

多様性 さまざまな考え方をつなぎます。

奉仕 地域社会の問題に取り組みます。

リーダーシップ リーダーシップと職業のスキルを生かします。

⑮ 職業奉仕を強調する

⑯ ネットワークづくりの機会、ならびにクラブ独自の活動について広報するようクラブに奨励する

3. 調査時のロータリアンからのコメント集

イ 「会員の勧誘と維持」について

- ・ 「存続は会員の勧誘と維持にかかっている」(ケニヤ)
- ・ 「新会員なしには、ロータリーが枯れ果ててしまうだろう」(英国)
- ・ 「ロータリーは年配者の会員からなる団体だ。クラブを維持するためには新会員を勧誘する必要がある」(オーストラリア)
- ・ 「会員維持がカギだ。会員が熱心に活動に参加していれば、友人や知人にも入会を勧めてくれる」(米国)
- ・ 「私たちのクラブでは会員維持が問題となっている。本年度、7人入会したが、すでにそのうちの2人退会してしまった」(フィリピン)

ロ ロータリアンの3人に1人が「革新、現代化、柔軟性、手続きと規則の簡素化」をロータリーにおける主な戦略的問題と考えています。

- ・ 「新しいプロセスや規定を取り入れることで会員増加の促進を」(ニュージーランド)
- ・ 「現代的な方法を取り入れ、利用できるテクノロジーを活用することで、ロータリーをもっと効率のよい団体にできる」(インド)
- ・ 「もっと機敏で、効率の良い、会員にもっと忠実な団体となるための構造的変化が必要」(米国)
- ・ 「書類手続きの削減を」(ドイツ)
- ・ 「機能・権限の分散化を」(南アフリカ)
- ・ 「ロータリーの組織構造自体が、機能不全を呼んでいる。クラブが完全な自治組織である限り、戦略目標を達成することは不可能だ。この問題を克服するための何らかの仕組みが必要だ」(英国)

ハ 将来「財務的な持続性」が重要な問題となる。

- ・ 「会員減少が存続の危機を呼んでいる」(日本)
 - ・ 「私たちが求めている新会員層を引き付けるには、クラブの食事代と会費などの費用が高すぎる。クラブ以外にもロータリー全体の費用を軽減する必要がある、それにはロータリーの運営方法を変えなければならない。R Iや地区における旅行、会合、国際大会などにはどれほどの費用が掛かっているのか(国際大会や地区大会は2年または3年ごとに開き、交互に開くことは出来ないか)。ロータリアンが誰でもこの様な活動に大きな予算を割けるわけではない。家族のための活動が優先する。富裕な退職者は少しずつ減っており、10年後のロータリー会員像は現在と違うものになっているだろう」(カナダ)
- ニ 「公共イメージと認知度の向上」には「行動を主体とした奉仕を推進するとよい。
- ・ 「新会員を勧誘し、維持するには、ロータリーが世界中で『よいこと』をしていることを人びとに知ってもらう必要がある」(オーストラリア)
 - ・ 「世界樹のクラブに新会員を20人勧誘した経験から、私は「奉仕やその他の活動における」ロータリーの成功例を、一貫的、継続的に、且つ信ぴょう性をもって示すことに力を入れる必要性を学んだ。それは、これらの中核的価値観こそが、人びとにとって魅力あるものだからだ」(インド)
 - ・ 「ロータリアンが有意義なプロジェクトに参加して『よいこと』をしていて、活気あるクラブでは、必ず会員の維持に成功している。プロジェクトを実施しないクラブでは、会員数が少ない」(ブラジル)
- ホ 「多様性」が最も実践困難な中核的価値観である。
- ・ 「私のクラブの会員は全員男性で、多様化を避けている」(英国)
 - ・ 「女性も入会できるという認識が不足している」(日本)
 - ・ 「問題は『年齢』の一言だ。私がロータリー会員であることを知ると、人は『年寄りと一緒に何をしているんだ』と聞いてくる。何とかして若い人たちに魅力ある団体にしなければならない」(バージン諸島)
- へ 「柔軟性」について
- ・ 「出席規定のような障壁を取り除き、各クラブに最もふさわしい頻度で例会を開く柔軟性を認めるべきだ」(英国)
 - ・ 「ロータリーの規則には実質が伴っていない。多くのクラブでは、少なくとも例会の50%に出席するという出席規定さえ守られていないのが実情だ」(インド)

2 出席とは

クラブ会員は、例会に出席しなければなりません。出席とみなされるには、例会時間の60%に出席していなければなりません。欠席のメイクアップは例会の前14日、または例会後14日以内に行うことになっていましたが、2019年の規定審議会で同じ年度内に行ってもよいことになりました。

(標準ロータリークラブ定款 第10条)

次のような会合等に出席することはメイクアップとみなされます。

- ① 他のロータリークラブの例会に出席すること
- ② 本クラブの指示によってローターアクトクラブ、インターアクトクラブなどの例会に出席すること
- ③ RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 役員のための研究会、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修協議会、RI 理事会の指示による地区会合、地区ガバナー指示による地区委員会など
- ④ 他クラブの例会に出席の目的をもって、そのクラブの例会場に定刻に赴いたにもかかわらず、当該クラブが例会を開催していなかったとき
- ⑤ 理事会で承認されたクラブ奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること
- ⑥ 理事会の会合、または理事会が承認した場合の選任された奉仕委員会の会合に出席すること
- ⑦ クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること

なお、海外旅行などを理由としては、出席は免除されませんが、ロータリークラブのない国に長期滞在する場合は、理事会の承認をえて出席免除とし出席記録に算入しません。

次のような場合、出席規定は免除されます。

- イ. 長期にわたる健康不良、障害の場合、診断書を提出して出席免除とします。
- ロ. ロータリー歴が20年以上であって、年齢との合計が85年以上であ

る場合、理事会に通告することによって出席免除とします。

欠席

欠席をする場合は、事務局に早めに連絡をしましょう。例会時の食事の人数は、会場との約束で決まっている場合があります。フードロスをなくすためにも過不足のないようにすべきなので、欠席するとき、お客様を連れてくるときは、必ず事前に連絡を入れましょう。

年に何回かお客様の人数が突然増えることがあります。そのため食事が足りなくなることがあり、幹事または司会者などが例会後ホテルのレストランなどで食事をすることがあります。食事代はクラブ負担でしょう。

例会での発表者報告中および卓話者の話の間は、私語をしないようにしましょう。居眠りを避けるためには、話す人を良く見て話を聞くようにします。授業、セミナーおよび電車の中で居眠りするのは、日本だけです。

3 会員身分の終結

次の場合は、会員身分の終結とすることができます。(標準ロータリークラブ定款 第13条)

- ・会費納入期限後30日まで不払いで、幹事の書面催告後10日以内に入金がない場合
- ・年度の各半期の間、メイクアップを含む出席率が30%に達していない場合
- ・年度の各半期の間、開かれた所属クラブへの出席率が30%に達していない場合
- ・連続4回例会に出席せず、メイクアップもしていない場合

特に、「除名」という用語があるわけではありません。

4 RI のプロトコル (序列)

すべての現役、前任、就任予定の RI 理事、その財団委員会のメンバーおよび配偶者のあらゆる RI 会議、行事、接待者側の列への紹介、出席、着席および RI 刊行物への氏名記載については、席次規則に従うことになっています (ロータリー章典 第 26 条)。地区、分区、クラブなどにおいてもこの序列に準ずることにしましょう。

- ・会長 (会長代理)
- ・元会長 (就任年度順)
- ・会長エレクト
- ・会長ノミニー
- ・副会長
- ・財務長
- ・理事執行委員会委員長
- ・他の理事
- ・管理委員長
- ・管理委員長エレクト
- ・副管理委員長
- ・他の管理委員
- ・事務総長
- ・元理事 (就任年度順)
- ・理事エレクト
- ・元管理委員 (就任年度順)
- ・次期管理委員 (就任年度順)
- ・理事ノミニー
- ・元事務総長 (就任年度順)
- ・RIBI の会長、直前会長、副会長および名誉会計
- ・地区ガバナー
- ・元ガバナー (就任年度順)

- ・ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージコーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーターおよび恒久基金大口寄付アドバイザー
- ・地区ガバナーエレクト
- ・地区ガバナーノミニー
- ・地域及びゾーンレベルの委員会委員
- ・ガバナー補佐
- ・地区幹事/会計
- ・地区委員会委員
- ・クラブ会長
- ・クラブ会長エレクト
- ・クラブ副会長
- ・クラブ幹事
- ・クラブ会計
- ・クラブ会場監督
- ・その他のクラブ理事
- ・クラブ委員会委員長
- ・元ガバナー補佐
- ・ロータリアン
- ・ロータリー学友
- ・ロータリアンの家族

5 ロータリアンの行動規範

(1) 「ロータリアンの行動規範」

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に務め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。

この「ロータリアンの行動規範」は、次のような変遷を経て現在に至っています。

「全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓（道德律）」（小堀憲助訳）

1915年7月19－23日、サンフランシスコにおける第6回国際ロータリークラブ連合会年次大会決議

この職業倫理基準は、われわれに共通な人間性を求める心その骨子とするものである。自分の取引、自分の野心及び自分をめぐる諸関係は、常に、社会の一員として自分の最高の義務を考慮に入れてのことでなければならない。職業生活のすべての地位において、自分の当面するすべての責任において、自分の主たる思考は、かかる責任を果たし、かつかかる義務を履行し、かくして、その各々の任務を完了したとき、自分は人間の理想と業績とを、当初よりも幾分向上させなければならない。この見地から、本委員会の議決によれば、国際

ロータリーの商業倫理訓の基本は次に掲げる原則となるものである。すなわち、

1. 自分の職業に価値を認め、これにより自分は社会に奉仕すべき好箇の機会を与えられたものと思うべきこと。
2. 自分の身を修め、自分の実力を涵養し、自分の奉仕を広めるべきこと、ならびにそれを通じて奉仕に徹する者に最大の利益ありとするロータリーの基本原則を實踐すべきこと。
3. 自分は企業経営者であり、したがって成功の野心を抱いていることを自覚すべきこと。だが、自分は道徳を重んずる人間であり、最高の正義と道徳に基づかざる成功はこれを欲するものでないことを自覚すべきこと。
4. 自分の商品、自分の労働、自分のアイデアを金銭と交換することは、全当事者がこれによって利益を受ける限りにおいてのみ、適法にして道徳にかなうものであるとの信念をもつべきこと。
5. 自分の従事する職業の水準を向上させるため最大の努力をほらい、かくして、自分の業務の処理の仕方は賢明であって、利益を産み、この実例にならえば幸福の道が開けることを同業者の者に知らしむべきこと。
6. 同業者と同等ないしそれに優る完全なサービスを尽くすような方法をもって企業経営を行うべきこと。また、もし完全なサービスか否かに疑念の生ずる場合には、当該債務上妥当な範囲を超えてまでもサービスを行うべきこと。
7. 専門職業にたづさわる者又は企業経営者の最大の資産の一つはその友人であることを理解すべきこと。また友情に基いて手に入れたものこそまさに倫理的かつ正当なものであることを理解すべきこと。
8. 真の友人は互に何も要求するものではなく、利益のためにみだりに友人の信頼を利用することはロータリーの精神と相容れないばかりかその倫理訓にもとるものと思うべきこと。
9. 社会秩序の立場から他人が絶対に認めないような不正な方法によって機会を利用し、これによって得た人の成功を正当又は倫理的なものと考えてはならないこと。また、物質的成功を得るがため、人が倫理的に問題ありとしてしりぞけるような機会に乗ずるが如きことをしてはならないこと。
10. 自分は一般人に対して義務を負う以上に同僚たるロータリアンに対して義務を負うものではない。けだしロータリーの神髄は競争ではなくして協力であるからであり、また党派心はロータリーの如き制度においてはあってはならず、かつ人権はロータリーの内部に限られるも

のではなく、その範囲とその重要性とにおいて人類そのものの存在と同程度のものであることをロータリアンは主張するものだからであり、かつまた、ロータリーはこの高邁な理想に向かってすべての制度に属するすべての者を教化するために存在するものである。

11. 最後に「すべて人にしてもらいたいと欲することを人に対して行うべし」という黄金律の普遍性を信じ、われわれは、地上の天然資源がすべての者に均等な機会として与えられてこそ、人類社会は最良の状態となるべきことを主張してやまないものである。

しかし、この道徳律は、内容が厳しすぎる（6）、表現が宗教的である（11）などと批判があり、理事会は1927年に改訂、1931年には綱領を重視すべきであると配布中止、1951年には手続要覧掲載中止、1980年にそれまであったRI細則第16条の「道徳律」の言葉が削除された。

1989年の規定審議会で、ロータリー職業倫理訓に代わるものとして「ロータリアンの職業宣言」を採択した。内容は、ロータリーの綱領の「ロータリーの目的」についてさらに具体的にその実践の細目をあげて、改めてロータリーの倫理化を推進しています。

「ロータリアンの職業宣言」

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私には以下のごとく行動することが求められている。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会であると考えること。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳基準に対し、名実ともに忠実であること。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理基準を推進するために全力を尽くすこと。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係を持つすべての人々に対し、公正である。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対し、それに伴う名誉を認め、敬意を表すこと。
- 6) 自己の職業上の才能を捧げて、青少年に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めること。
- 7) 広告に際して、また自己の事業または専門職務について人々に伝える際には、正直を貫くこと。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めたり、与えたりしないこと。

2011年11月、RI 理事会は、「ロータリアンの職業宣言」を「ロータリーの行動規範」に変更した。これは、地域のリーダー、定年退職者、一時的に事業または専門職務から退いている方々がクラブに所属していることを考慮したものである。

「ロータリーの行動規範」

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 全ての行動と活動において、高潔性という中核的価値観の模範を示すこと。
- 2) 職業の経験と才能をロータリーでの奉仕に生かすこと。
- 3) 高い倫理基準を奨励し、助長しながら、個人的活動および事業と専門職における活動のすべてを倫理的に行うこと。
- 4) 他者との取引のすべてにおいて公正に務め、同じ人間として尊重の念を持って接すること。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対する認識と敬意の念を推進すること。
- 6) 若い人々に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めるために自らの職業的才能を捧げること。
- 7) ロータリーおよびロータリアンから託される信頼を大切にし、ロータリーおよびロータリアンの評判を落としたり、不利になるようなことはしないこと。
- 8) 事業または専門職上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を同輩ロータリアンに求めないこと。

2014年1月のRI 理事会は、行動規範を次のように改正した。

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 取引のすべてにおいて公正に務め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 5) 事業や職業における特典を、ほかの同僚ロータリアンに求めない。

2014年10月のRI理事会で、会員特典プログラムに関するロータリーの修正が行われ、上記の5項目めが削除されました。その後2019年に5項目めのハラスメントが追加されました。

6 会長の役割

クラブ会長の資格、役割、任務は、次のとおりです。(ロータリー章典 第10条)

クラブ会長は、会長エレクトである間に会長エレクト研修セミナー(PETS)と地区研修協議会に必ず出席しなければなりません。

1) 会長は、以下の会長としての条件を備えておくべきです。

- ① クラブ全体を指揮し、会員からの支援を集めるのに必要な技術を備えていること
- ② クラブの活動を遂行し、会員を指揮するのに必要な時間と労力を捧げることができること
- ③ 会長への指名に先立つ少なくとも1年間、そのクラブの会員であること、及び、クラブの理事、主要な委員会の委員、幹事のいずれかを務めた経験があること
- ④ 少なくとも1回の地区大会または国際大会に出席した経験があること
- ⑤ クラブの定款と細則を理解していること

2) 会長の任務は、次のとおりです。

- ⑥ クラブの諸会合の議長を務める
- ⑦ 各例会を入念に立案し、開会と閉会の時間を厳守するよう配慮する
- ⑧ クラブ理事会の定例会合(少なくとも月1回)の議長を務める
- ⑨ 任務にふさわしい人をクラブ委員会委員長及び委員に任命する
- ⑩ 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち、それぞれの働きが調和するようになる
- ⑪ 地区大会に出席する
- ⑫ クラブ内および地区内のロータリーの諸問題解決に関してガバナーおよびガバナー補佐と協力する
- ⑬ 例年の財務調査はもちろん、クラブ予算の編成および会計事務の完全な履行を監督する
- ⑭ クラブが包括的な研修プログラムを実施するよう確認し、必要であれば

ば、研修を行うクラブ研修リーダーを任命してもよい

- ⑮ ガバナー月信、その他事務局とガバナーからの通信、刊行物などから得られる重要な情報が確実にクラブ会員に伝達されるよう確認する
- ⑯ 毎年6月に、クラブの財政状態及び当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出する
- ⑰ 任期が終わる前に、会長エレクトと協力して、全ての重要記録、文書、財務事項を含め、任務の引継が円滑に行われるようにする
- ⑱ 新たな管理体制が成功し、管理運営の継続性を保つために、クラブの新旧理事の合同会合を開催する

7 幹事の役割

クラブ幹事の役割は、クラブの運営を支えることです。(ロータリー章典 第10条)

具体的には、次のとおりです。

- ① 会員記録を整理し、保管すること
- ② 例会、理事会、委員会などの諸会合の開催通知を送ること
- ③ 例会、理事会、委員会などの諸会合の出席者および欠席者を把握すること
- ④ 例会、理事会、委員会などの諸会合の議事録を作成し、保管すること
- ⑤ 週報の編集および発行に責任を持つこと
- ⑥ RI と地区への提出が義務付けられている報告書を作成すること
- ⑦ RI への分担金を7月1日と1月1日に支払うこと
- ⑧ クラブの定款、細則につきその内容が最新のものになるように配慮すること
- ⑨ 幹事はいずれ会長になることが予測されているので、クラブの管理運営についてよく理解すること
- ⑩ クラブの重要な会合で司会をすること
- ⑪ IM など分区の会合で司会をすることがある

8 クラブ協議会

クラブ協議会とは、クラブ会長の指揮のもと、クラブのプロジェクト、活動およびそのほかの取り組みについて話し合うために、クラブ役員をはじめとした全会員が出席する会合のことです。クラブ協議会は、ガバナーやガバナー補佐が訪問する際に開かれ、また、地区のプロジェクトや取り組みについて会員に情報を提供するために、地区研修・協議会および地区大会の直後に開かれるべきであるとされています。(ロータリー章典 第7条)

おおむね次のような順序と内容で開催されます。

- 第1回：次年度のための地区研修セミナー、研修協議会終了後、次年度の RI および地区の活動方針について報告と討議を行い、同時に次年度クラブ会長のクラブ運営方針の発表を行う場とします。
- 第2回：新年度開始直後の早い時期に開催し、各奉仕部門および各委員会のクラブ活動計画について、発表と討議を行います。
- 第3回：ガバナー公式訪問前に、ガバナー補佐同席のもとに開催し、クラブの活動状況を話し合うことがあります。
またガバナー公式訪問中に開催し、ガバナー、ガバナー補佐とともにクラブの活動状況を話し合います。
- 第4回：上半期末に開催し、各奉仕部門および各委員会の上半期中の活動の総括と下半期の計画について討議します。
- 第5回：下半期中頃に開催し、各奉仕部門および各委員会の活動状況をチェックします。
- 第6回：次年度の役員、理事、各委員長と合同で開催し、本年度活動の総括と次年度への引継を行います。

9 クラブ年次総会

- 年次総会は、役員を選挙するため、および現年度の収入と支出を含む中間報告ならびに前年度の財務報告をするために開催されます。この年次総会は、クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとしてします。
- 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとしてします。

(標準ロータリークラブ定款 第7条)

10 人頭分担金

国際ロータリーの人頭分担金は、国際ロータリー細則（2019年手続要覧では第18条）に決められています。1992～93年度以後の人頭分担金は、次のように決められていました。

1992～93年度	年間	2.9 USD
1993～94年度	年間	3.1 USD
1994～95年度	年間	3.3 USD
1995～96年度	年間	3.5 USD
1996～97年度	年間	3.5 USD
1997～98年度	年間	3.5 USD
1998～99年度	年間	3.5 USD
1999～00年度	年間	3.5 USD
2000～01年度	年間	3.5 USD
2001～02年度	年間	3.5 USD
2002～03年度	年間	3.5 USD
2003～04年度	年間	3.5 USD
2004～05年度	年間	3.9 USD
2005～06年度	年間	4.3 USD
2006～07年度	年間	4.7 USD
2007～08年度	年間	4.7 USD
2008～09年度	年間	4.8 USD
2009～10年度	年間	4.9 USD
2010～11年度	年間	5.0 USD
2011～12年度	年間	5.1 USD
2012～13年度	年間	5.2 USD
2013～14年度	年間	5.3 USD
2014～15年度	年間	5.4 USD
2015～16年度	年間	5.5 USD
2016～17年度	年間	5.6 USD

2017～18年度	年間	6 0 USD
2018～19年度	年間	6 4 USD
2019～20年度	年間	6 8 USD
2020～21年度	年間	6 9 USD
2021～22年度	年間	7 0 USD
2022～23年度	年間	7 1 USD

ローターアクトクラブの人頭分担金は、国際ロータリー理事会が定めるとおり、各ローターアクターにつき **RI** に人頭分担金を支払うことになっています。

1 1 家庭集会

家庭集会とは、炉辺会合、**Fireside Meeting** と呼ばれているものです。もとは会員宅を持ち回りで、少人数で開く非公式な雑談会のことです。1935年に新入会員にロータリー情報を提供するために始められ、大きな効果がありました。参加会員が固定化しないように留意する必要があります。

1 2 クラブ役員・クラブ理事の範囲

役員、理事

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長および会場監督を役員に含めることができます（標準ロータリークラブ定款 第11条）。

このうち会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計は理事会の構成員です。ほかに、副会長、会長ノミネー、会場監督および委員会委員長若干名を理事に選任することができます（ロータリークラブ細則 第2条）。

役員、理事は、規定審議会の審議結果により、変更になる場合があります。また、小規模クラブでは、担当が重複せざるをえない場合もあります。

1 3 職業奉仕

職業奉仕は、事業及び専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものです。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれます（標準ロータリークラブ定款 第 6 条 五大奉仕部門第二項）。

「ロータリアンの行動規範」は、「四つのテスト」と並び、全てのロータリアンの倫理的行動の枠組みとなるものです。1915年のサンフランシスコ国際大会において、職業上の倫理を高める指針として「ロータリー道徳律（倫理訓）」を採択しました。その後この倫理訓は削除されましたが、1987年に「職業奉仕に関する声明」を発表、さらに1989年に「ロータリアンの職業宣言」を採択しました。2014年には内容を改定し「ロータリアンの行動規範」とし、その後内容を加減して現在次のようになっています。

「ロータリアンの行動規範」

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人々を導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリーの会合、行事および活動において、ハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントの報告をした人への報復が起こらないよう確認する。

ロータリーでいう職業による奉仕とは、自分の仕事を一生懸命行うことです。これは、国際ロータリーの使命である「他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職および地域社会のリーダー間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進する・・・」ことを実践する方法です。

また、ロータリアンの心構えとして「四つのテスト」がまとめられています。

「四つのテスト」

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

一方で、実践的な行動としては、会員の職場見学、一般的な工場見学、職業談話、職業指導などがあります。

1 4 社会奉仕

1. 定義

社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである（標準ロータリークラブ定款 第 6 条 五大奉仕部門第三項）。

国際ロータリーは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜、提案する責務を負っています。

2. 歴史的経緯

① 当初のシカゴ・クラブ定款

シカゴ・クラブ定款には、イ 会員の事業上の利益の増大、ロ 社交クラブに必要な事項の推進、の 2 点のみ記載されていました。したがって、この時点では、社会奉仕は、目的に含まれていませんでした。

② 1906 年 ドナルド・カーター入会拒否事件（一か月後入会）

ドナルド・カーターは、「職業を以って社会で生活している以上、職業を通じて社会に貢献することが、自分が存在する証になるのであって、自分たちだけの利益にこだわって、社会的に何もしない団体には将来性も魅力もない。」と述べ入会を断っています。

この時、ポール・ハリスは、地域社会への奉仕に目覚めました。会員の相互扶助や親睦だけのクラブでは、私的利益の確保に過ぎなく、クラブのエゴイズムに他ならない。会員以外の人々や地域に貢献することがないと組織として継続できないと考えました。

③ 1909 年 最初の社会奉仕活動と言われる公衆便所をシカゴ市内に設置

④ 1913 年 創立間もないシラキュースロータリークラブが、身体障害を持つ少女に援助

この後、生涯を身体障害児救済に捧げたエドガー・アレン（エリリア RC）

の身体障害児協会（1920年設立）をロータリークラブが援助したことがきっかけとなり、全米の多くの地方ロータリークラブが障害児対策に熱中し、他の奉仕活動はそっちのけで社会奉仕即障害児対策をと競い合い、さながら福祉団体か慈善団体かの様相を呈してきて、対社会的奉仕活動の在り方が激しい論争を引き起こしました。最終的な論争は、多額の金銭的支出を伴うクラブによる団体奉仕をロータリーの社会奉仕として認めるか否かという議論になりました。

- ⑤ これがのちの決議 23-34 につながっていったので、その解説を別項に記載しています。

3. 社会奉仕の実践

決議 23-34（第31項参照）が奉仕活動全般に対する指針であるのに対して、1992年に「社会奉仕に関する声明」が出され、社会奉仕の実践のみに限定された指針となっています。

社会奉仕の事例としては、次のような項目が挙げられます。

- | | |
|------|---|
| 人間尊重 | 高齢者への援助、障害者への援助、子育て支援、学校設備、病院施設の改善、人材の発掘支援、芸術や文化活動による心豊かな人の育成、災害防止及び被災者援助 |
| 地域発展 | 産業育成、観光街づくり |
| 環境保全 | 植樹・森林の育成、二酸化炭素対策、河川の清掃・清流の維持、通路・街路の清掃、クリーンエネルギー |
| SDGs | 持続可能な開発目標の理解と推進 |

社会奉仕に関する声明

1992年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した。

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、各ロータリークラブが多様な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアン一人ひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値すること

であり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するにあたっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識した上で、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を考慮してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリークラブが提唱するインターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、そのほかのグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリープログラムと活動を通じて、社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿ってほかの団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動においてほかの団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、そのほかの諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜、提案する責務を負っている。

(2019年 手続要覧 1 ロータリーの基本理念)

1 5 国際奉仕

国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和、を推進するために、会員が行う活動からなるものである。(標準ロータリークラブ定款 第6条 五大奉仕部門第四項)。

社会奉仕の国際版であり。親睦の国際版であるともいいます。他国における衛生的な水の確保、識字率の向上、保健衛生の推進などが奉仕の重点項目です。

国際大会は、各国のロータリアンが一堂に会する機会です。広報に役立ち、寄付を集めることができ、参加者の親睦を図ることができるという大きな効果があります。

16 青少年奉仕

青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化をもたらされることを認識するものです。（標準ロータリークラブ定款 第6条 五大奉仕部門第五項）。

若い人々の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来をもたらすために彼らの生活力を高めることによって、若い人々に将来への準備をさせることは、各ロータリアンの責務です。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズ（健康、人間の価値、教育、自己開発）を支援するプロジェクトを立ち上げるよう奨励されています。プログラムには、以下のようなものがあります。

RYLA (Rotary Youth Leadership Awards) ロータリー青少年指導者養成プログラム（14歳～30歳）

インターアクト（14歳～18歳）青少年による奉仕クラブ

ローターアクト（18歳～）青年男女による奉仕クラブ。ローターアクトの年齢制限の上限は、2019年の規定審議会後のRI理事会で撤廃されました。

青少年交換留学生制度 高校生による親善使節

青少年のスポーツ、文化活動の支援

1 7 ロータリー財団

1 ロータリー財団の歴史

6人目のRI会長であるアーチ・クランプは、1917年のアトランタ国際大会で「ロータリーが基金を作り、世界的な規模で慈善、教育、その他社会奉仕の分野で何かよいことをしよう。」と提案しました。数か月後、米国ミズーリ州のカンザスシティーRCから26ドル50セントの寄付がありました。今の価値で言うと500ドルくらいでしょうか、これが最初の寄付でした。

以下のロータリー財団の歴史は、**My Rotary** をもとに記載しています。

- 1917年6月 アーチ・クランプが、アトランタでのロータリー年次大会で「世界でよいことをする」ための基金の設置を提案。
最初の寄付は、カンザスシティーRCからの26ドル50セント(今の価値では約500ドル)
- 1919年 「国際障害児協会(イースターシールズ)」が、エドガー・アレンにより設立された。
- 1922年 ロータリー国際大会で障害児への支援がクラブに呼びかけられた。
- 1928年 ミネアポリス国際大会で「ロータリー財団」と正式に命名された。
- 1936年 世界の問題に対する市民の意識を高める国際理解研究会を各地で開催
- 1947年1月27日 ポール・ハリス逝去。逝去後ロータリー会員から130万ドルの追悼寄付が集まった。
- 1957年 ポール・ハリス・フェロー認証プログラムを創設。1,000ドル以上寄付するこの称号が授与される。
- 1963年 カール・ミラーRI会長が、「地区の組み合わせプログラム」を創設
- 1965年 「マッチング・グラント」を開始。
『マッチング・グラント』とは
クラブと地区のプロジェクトに補助金を提供する財団初の常設プログラムです。

- 「研究グループ交換」を創設
- 1978年 3-H プログラムを創設。「保健 Health、飢餓追放 Hunger、人間性尊重 Human」補助金により、大規模な人道的取り組みを可能としています。「グローバル補助金」の土台となっています。
- 1979年 フィリピンで 600 万人の児童へのポリオ予防接種活動を開始
『なぜポリオなのか』
ロータリーが承認した最初の 3-H 補助金は、フィリピンでの予防接種用にワクチンを購入することが目的でした。同じ頃、天然痘の撲滅に関する記事を読んだクレム・レヌーフ国際ロータリー会長は、数人のロータリー会員および国立衛生研究所の感染病部門責任者だったジョン・セバーに連絡し、伝染病の撲滅にロータリーが取り組めるかどうか相談。セバーはポリオ撲滅への取り組みを勧め、経口ポリオワクチンの開発者であるアルバート・セービン博士との協力を提案。セバーとセービンの両者とも、ロータリーのポリオ撲滅プログラムに欠かせない存在でした。
- 1981年 管理委員会が、「世界理解と平和のための基金」の設立を決定。これが後に恒久基金となる
- 1985年 ポリオプラス・プログラムを創設
『ポリオプラスのプラス』とは何か
当初、「プラス」はポリオワクチンとともに投与されていたほかのワクチンを指していました。現在は、ポリオ撲滅の取り組みにより築かれたインフラやファンドレイジング（公益法人などの民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集めること）とアドボカシー（政策提言活動）のノウハウを、他の疾病対策に活かしていくことも意味しています。
- 1999年 ロータリー平和センターの設立
- 2004年 EREY を開始
『EREY』（Every Rotarian, Every Year）とは
全ロータリアンが毎年財団に寄付することを奨励する取り組み。当初は年次基金への一人あたりの寄付額を年 100 ドル以上とすることが目標でしたが、開始から 10 年後、年次基金へのひとり当たりの寄付額は 116 ドルとなりました。
- 2004年 250,000 ドル以上の寄付者認証プログラム「アーチ・クランフ・ソサエティ」を設立
- 2006年 ポール・ハリス・フェローの数が 100 万人に達する。
- 2007年 ビル&メリンダ・ゲイツ財団が 1 億ドルのチャレンジ補助金をロ

ロータリーに授与

『チャレンジ補助金』とは

ロータリーが集めた1億ドルに対し、ビル&メリンダ・ゲイツ財団が同額1億ドルの補助金を上乗せするもの。その2年後、ゲイツ財団は、ロータリーが追加2億ドルを集めることを条件に、2億5,500万ドルをロータリーに授与することを発表。ロータリーとゲイツ財団とのパートナーシップは、世界の人びとの健康を守るために大きく貢献しています。

2013年 新しい補助金モデルとしてグローバル補助金と地区補助金の2種類を導入。3-H補助金、マッチング・グラント、旧地区補助金、国際親善奨学金などは廃止されました。

2 ロータリー財団の使命

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、人びとの健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである（ロータリー財団章典 1.030。2007年6月管理委員会会合、決定159号）。

管理委員会は、2015年7月1日から2018年6月30日までの3年間に取り組む優先項目として、以下を採択した。

- ① ポリオ撲滅—現在も将来も
- ② ロータリー財団に関するロータリアンの知識、関与および財政的支援を強化する。
- ③ 財団補助金や重点6分野を通じて、ロータリーの人道的奉仕の取り組みの質および影響を拡大する。
- ④ ポリオプラスの成功や100年間にわたり「世界によいことをしてきた」という財団のこれまでの功績のイメージや意識を広める。

3 ロータリー財団の組織

ロータリー財団の正式な名称は、「国際ロータリーのロータリー財団」です。1928年ミネアポリスの国際大会で、国際ロータリーとは別の組織になり、1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となりました。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営することになっています。

管理委員会

- ・ロータリー財団のすべての委員会の任命手続きは、管理委員会の承認または助言を必要とする。
- ・管理委員会年次会合は、10月に開催される。
- ・管理委員会の決定は、ロータリーの他の機関の賛同または弁護士の承認が必要である場合を除き、その決定は即時有効である。
- ・事務総長は、管理委員会が開かれてから90日以内にすべての管理委員会議事録をウェブサイトに掲載することとする。
- ・管理委員長は、欠員が出た各種委員の補充をすることができる。

ロータリー財団委員会

各委員会

- ・執行委員会
- ・プログラム委員会
- ・財務委員会
- ・資金開発委員会
- ・資金管理委員会

(各委員会は、それぞれの業務を支援するため、コンサルタントを雇うことができる。)

- ・投資委員会
- ・監査委員会

事務総長

- ・事務総長は、プログラムの要件が整わないプログラムの執行許可を出さないことができる。
- ・事務処理を効率的に行わせる義務を負っている。

協力財団

- ① ロータリー財団 (カナダ)
- ② ロータリー・ドイツ社会奉仕財団
- ③ ロータリー財団 (インド)
- ④ ロータリー財団 UK (英国)
- ⑤ オーストラリア・ロータリー財団
- ⑥ ロータリー財団のブラジル協会
- ⑦ 公益財団法人ロータリー日本財団
- ⑧ ドイツロータリー財団

4 公益財団法人ロータリー日本財団の決算推移

省略

5 ロータリー財団への寄付

ロータリー財団への寄付には、次の3種類の寄付があります。

- ① 年次寄付 (Annual Giving) 第18項参照
- ② 恒久基金 (Permanent Fund) 第19項参照
- ③ 使途指定寄付 (Restricted Giving)
あらかじめ使いみちを決めて行う寄付のこと。ポリオ・プラス プログラム (第20項参照) がこれに当たります。

6 ロータリー財団資金の使い方

ロータリー財団の資金は、次の用途に使われます。

イ 地区財団活動資金 (District Designated Fund DDF)

DDFは、地区のロータリアンが3年前に納めた年次寄付と恒久基金の運用利益を足した額の50%です。使い切れなかった額は、基本的には、次年度に繰り越されます。これを地区内の奉仕活動にどのように使うかは、地区の裁量に任されています。具体的な使途は、次のようなものです。

- 1) 人道的分野 : 地区補助金
- 2) 教育的分野 : 研究グループ交換 GSE (Group Study Exchange) プログラム強化費
- 3) 地区から財団への寄贈 : ロータリー世界平和フェロー、低所得国のための奨学基金プール、ポリオ・プラスなど

『ロータリー平和センター』とは

平和と紛争予防・紛争解決の分野で活躍できるリーダーを育成することを目的としたプログラム。毎年、100人までのロータリー平和フェローが選ばれ、6つのロータリー・センターにおける修士号取得プログラムか専門能力修了証取得プログラムのいずれかで学びます。第1期フェローは、2002年秋に学業を開始
ロータリー・センターは次のとおりです。

- ・デューク大学、ノースカロライナ大学チャペルヒル校 米国、ノースカロライナ州
- ・ブラッドフォード大学 英国、ブラッドフォード
- ・ウプサラ大学 スウェーデン、ウプサラ

- ・国際基督教大学 日本、東京都
- ・クイーンズランド大学 オーストラリア、ブリスベーン
- ・チュラロンコーン大学 タイ、バンコク

ロ 国際財団活動資金 (World Fund WF)

WFには、DDFに配分された50%の残りが充てられます。その用途は、ロータリー財団管理委員会が決めます。財団本部のプロジェクト、マッチング・グラント及び地区内クラブのプログラムにも使われます。

18 年次寄付

年次寄付 (Annual Giving)

各クラブは、毎年何らかの財団プログラムを利用しているので、財団への継続的な寄付が要請されています。財団に集まった年次寄付の使用については、3年間の留保後に地区の年次寄付と恒久基金の投資収益の合計の50%が地区に還元され、残りの50%が財団本部に留保されます。これをシェア・システム（資金配分のこと）と言います。

寄付をすると認証してもらえます。

- ・「財団の友」：年次寄付に年100ドル寄付した方
- ・「ポール・ハリス・フェロー」(PHF)：年次寄付、ポリオプラス、財団が承認した補助金プロジェクトに累計1000ドル寄付した方
- ・「マルチプル・ポール・ハリス・フェロー」(MPHF)：PHFになったあと1000ドルごとにマルチプル1回が授与される
- ・「ポール・ハリス・ソサエティ」(PHS)：年次寄付、ポリオプラス、財団が承認した補助金プロジェクトに毎年1000ドル寄付した方

19 恒久基金

恒久基金 (Permanent Fund)

ファンドというくらいですから、寄付金の元金は永久に貯蓄され、運用益だけが財団プログラムを遂行するために使用されます。年次寄付が今日の財団プログラムに使用されるとすれば、恒久基金は明日のプログラムを安定したものにします。

寄付された元金はそのまま据え置き、収益の50%が DDF (District Designated Fund、地区財団活動資金) に、残りの50%が WF (World Fund、国際財団活動資金) に使用されます。

「ベネファクター」は、恒久基金に1000ドル以上寄付した方(1回のみ)に与えられる称号です。

「メジャードナー」(MD) は、寄付の分類に関係なく、寄付の累計が1万ドルに達した方です。

「アーチ・クランフ・ソサエティ」(AKS) は、寄付の分類に関係なく、寄付の累計が25万ドルに達した方です。

20 ポリオプラス

ポリオプラスの状況については、2017年6月12日のアトランタ国際大会におけるビル・ゲイツ氏の講演がわかりやすいので、その要約を次に記します。

「ポリオ活動がなぜ続くのか、ゼロポリオを達成しなければならない。

戦争地域では、忍耐強く、革新性を持って行うべきである。

1988年には、年間35万人がポリオを発症していた。それが今では99.9%減少している。いまだ野生株ポリオウイルスが常在するのは、アフガニスタン、ナイジェリア、パキスタンの3か国のみです。これまでの撲滅活動がなければポリオを患ったであろう1600万人以上が、今日、麻痺の影響を受けずに歩くことができる。これほどの活動努力は驚異的です。日本の関場慶博さんも60人のロータリアンを15年間ポリオ地域に連れて行った。

全ての子どもたちに投与することは大変なこと。アフガニスタンは戦争地域でありながらポリオ活動ができるのは、熱心な推進者がいるからだ。ナイジェリアでは、2年前は発症ゼロだったが、今年発症した。親が投与を拒否する場合がある。女性のボランティアも有効で、男性が入っていけない部屋にも入っていける。

ウイルスが隠れている場所を特定することが必要。この方法はポリオ以外のエボラ出血熱などの症例にも適用できる。多くの子どもたちを救うことができる。

日本、ドイツなどが多額の寄付をしている。ロータリー以外のリーダーにも重要性を発信することができる。わたしは、この大きな活動の一部であることを誇りに、そして光栄に思っています。」

2 1 青少年交換留学生

ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、15～19歳の青少年が母国以外の国を訪問したり、その国に留学したりする機会を提供するものです。人生を変えるような貴重な経験を味わってもらいたい、そんな思いを実行できるのです。学生たちが異なる国の文化や習慣に触れることで、グローバルな理解が芽生え、平和の土台が築かれます。その恩恵は、学生たちだけではなく、留学生を世話するロータリークラブやホストファミリーにも及びます。

青少年交換には、次の2種類があります。

- ・長期交換：海外で1年間、ホストファミリー宅に滞在しながら、現地の学校に通学します。
- ・短期交換：数日から数か月程度の外国訪問の機会が与えられます。夏休みや春休みと言った学校が休みの期間に外国のホストファミリー宅に滞在し、そこで世界中の交換留学生と合宿をしたり、ツアーをしたりします。

地区により実施している交換の種類が異なります。また学校によっては、交換留学生を受け入れない学校、つまり交換留学生制度のない学校もあります。また、交換が成功するかどうかは、クラブ、ロータリアン、ホストファミリーの家族、地域社会の関係者の人々の協力が欠かせません。

交換に参加する学生の親または保護者は、健康保険、傷害保険および責任保険に加入し、受入国への往復旅費を負担しなければなりません。ホストファミリーは、交換学生に部屋と食事を提供しますが、クラブから食事代等を負担してもらえます。言語は自国の言葉で対応します。受入地区は教育費の全額と長期交換の場合には少額の小遣いの提供も期待されています。また、性的・精神的虐待の加害者になる可能性を防止するための措置と事故が起きた時のための賠償責任保険の加入が義務付けられています。

長期交換学生にとっては、交換留学生の応募から留学、さらに帰国後のローテックスとしての活動まで、長期間にわたるロータリーとのかかわりが求められます。その間に貴重な経験が積めるものと思います。

なお、ロータリーの留学生制度には、青少年交換留学生制度を含めて、次のような制度があります。混同しないように留意しましょう。

1) 青少年交換留学生制度

- 2) ロータリー財団の地区補助金による日本から海外または日本国内での留学制度
- 3) ロータリー財団のグローバル補助金による大学院レベルの留学制度。就業を中断しての留学も可能です。
- 4) ロータリー財団の「ロータリー平和フェローシップ」留学生制度
- 5) ロータリー米山記念奨学会

2 2 米山奨学制度

日本の教育に対する考え方の特徴は、能力のある人材を貧富の差別なく、皆で育てようとするところにあります。梅吉少年の能力の高さをみんなで認めて世に出そうと協力していました。しかし、梅吉少年の能力がまわりの予想を上回り、世界に飛び出していきました。米山奨学学生制度の説明の前に、米山梅吉翁の生涯を見てみたいと思います。年号をロータリー定説の西暦としていないのは、明治の年号と梅吉少年の数え年が同じだからです。

1 米山梅吉翁の生涯

- 慶応 4 年 2 月 4 日 大和国高取藩藩士 和田竹造の 3 男として誕生
江戸芝田村町（港区新橋 6 丁目付近）同藩中屋敷にて
- 4 月 19 日 ポール・ハリス誕生
- 5 月 1 日 アーサー・シェルドン誕生
- 明治 5 年 父竹造死去。以後母の実家の三島市にて過ごす（5 歳）
- 明治 12 年 静岡県駿東郡長泉村（現在の米山梅吉記念館の所在地）の旧家米山家の養子となる。
- 明治 16 年 沼津中学校を中退して上京。「大学予備門」をめざす。その後アメリカ留学準備のため、東京英和学校（現在の青山学院大学の前身）などに学ぶ
- 明治 21 年 渡米。働きながらオハイオ州ウエスレアン大学、ニューヨーク州シラキュース大学、ロチェスター大学などで学ぶ
- 明治 28 年 帰国。ジャーナリストをめざす
- 明治 30 年 合名会社三井銀行入社（井上馨の女婿藤田四郎の紹介）
- 明治 31 年 欧米の銀行業務調査のため、14 か月の出張。この報告書が高評価を受ける。
- 明治 33 年 三井銀行大津支店長となる。その後深川支店長などを歴任
- 明治 38 年 1905 年シカゴでロータリークラブ創設
- 明治 42 年 常務取締役就任
- 大正 6 年 政府特派財政経済委員会委員として渡米。テキサス州ダラスのロータリークラブに、メンバーの三井物産支店長 福島喜三次とともに出席
- 大正 7 年 上海視察。孫文と討論

- 大正 9 年 1920 年東京ロータリークラブ設立。53 歳
- 大正 12 年 8 月 三井銀行常務取締役を辞任
 9 月 1 日 関東大震災。海外の RC から義捐金 8 万 9 千ドル贈られる。これ以降ロータリークラブは本格的に奉仕などの活動を開始
- 大正 13 年 三井信託株式会社設立
- 昭和 9 年 三井信託株式会社社長を辞任（67 歳）
 財団法人三井報恩会理事長となる。社会事業、文化事業への援助を始める
- 昭和 12 年 財団法人緑岡小学校（現在の青山学院初等部）を私費で設立、校長となる
- 昭和 15 年 戦争のため国際ロータリーから脱退
- 昭和 21 年 4 月 28 日 静岡県駿東郡長泉村にて逝去。満 78 歳
- 昭和 24 年（1949 年） ロータリークラブ再開

2 ロータリー米山記念奨学会のあゆみ

第 2580 地区の各クラブでは、2～3 年に 1 度、海外からの留学生を 1 年間にわたり、受け入れていると思います。それが米山奨学生です。日本のロータリー活動が再開されてからすぐにこの事業が始められました

- 1952 東京 RC が奨学事業の構想を立案
- 1953 「米山基金」の募金開始
- 1954 奨学生第 1 号であるタイのソムチャード氏が来日
- 1957 全国組織とすべく、財団法人化を前提とした「ロータリー米山奨学委員会」を結成
- 1958 新組織初の奨学生 8 人を採用
- 1959 世話クラブ制度設置
- 1960 「ロータリー米山記念奨学会」と改称
- 1967 文部省から財団法人の許可を得て、「財団法人ロータリー米山記念奨学会」を設立
- 1971 カウンセラー制度設置
- 1972 米山功労者制度の設定
- 1978 特別寄付金への免税措置の許可を得る
- 1981 CY（クラブ米山）奨学金制度（奨学期間終了後もクラブと米山奨学会が共同して、引続き 1 年間奨学生として採用する制度）開始
- 1983 台湾米山学友会（扶輪米山会）正式発足

- 1985 国内初の米山学友会（関東）が誕生
- 1989 韓国米山学友会正式発足。中国からの留学生の採用開始
4月採用から、以前にロータリークラブが所在していた国に門戸解放。
- 1999 4月採用から、すべての国・地域が対象となる
- 2001 日本政府から留学生交流功労団体として表彰される
- 2002 4月採用から、指定校・大学推薦制度を全国で施行
- 2004 大阪国際大会に初ブース出展
RI理事会で米山記念奨学会事業が称賛を受ける
- 2005 4月採用から、採用数・奨学金額を縮減
- 2006 制度改編・新制度発足「現地採用奨学金」、「地区奨励奨学金」
- 2007 日本全34地区による他地区合同奉仕活動の承認
- 2008 ホームカミング制度（元奨学生につき、各地区が1年間に1人を招待
できる。費用25万円まで米山奨学会が補助）スタート。
- 2009 中国米山学友会正式発足
- 2012 「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」（内閣府管掌）となる
- 2017 「米山記念奨学会」財団設立50周年

3 ロータリー米山記念奨学会

目的：この奨学生制度の目的は、「勉学または研究のために来日し、大学等教育機関に在籍する外国人留学生に対して奨学金を支給し、よってロータリーの理想とする国際理解と親善と平和に寄与することです。

組織：評議員会 — 理事会 — 常務理事会 — 専門委員会
 専門委員会 ・財務委員会
 ・広報委員会
 ・選考・学務委員会
 ・財団設立50周年タスクグループ

米山記念奨学会事務局 所在地 東京都港区芝公園2-6-15
 黒龍芝公園ビル 3階

概要：寄付金収入（2015～16） 1,577,376千円
 第2580地区個人平均寄付額（同年度） 17,840円
 支出合計 1,322,085千円
 奨学生割当数（2017学年度） 766人
 うち第2580地区 37人
 国別累計奨学生（2016学年度まで） 中国 6,378人

韓国	4,354 人
台湾	3,431 人
マレーシア	903 人
ベトナム	819 人

学友会 : 米山学友(元奨学生)と現役奨学生が参加する団体です。現在日本に 33、海外に 11(台湾、韓国、中国 2、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマー、ベトナム)、計 44 の学友会があります。

4 奨学金の種類と金額

- ① 学部課程 月額 10 万円 最長 2 年間 指定校推薦 45 歳未満
- ② 修士課程 月額 14 万円 最長 2 年間 指定校推薦 45 歳未満
- ③ 博士課程 月額 14 万円 最長 2 年間 指定校推薦 45 歳未満
- ④ 地区奨励(大学・大学院以外) 月額 7 万円 1 年 指定校推薦
40 歳未満
- ⑤ クラブ支援(現役奨学生の期間延長) 1 年または 6 月 クラブ推薦
- ⑥ 海外応募者(試行中) ①、②、③と同じ。募集は公募
- ⑦ 海外学友会推薦(海外学友会が募集・選考する) 月額 14 万円 1 年

5 公益財団法人米山梅吉記念館

米山梅吉記念館は、米山梅吉氏の遺徳をしのび、その偉業を顕彰することを目的として、昭和 44 年に開館されました。この土地は、米山梅吉氏が明治 42 年に購入し、大正 6 年に別邸を建築したものです。また、米山梅吉氏終焉の地でもあります。その土地を米山記念館が遺族から購入し、旧記念館を建てました。現在の記念館は平成 10 年に再建されたものです。

館内は、米山梅吉氏の生涯と日本のロータリーのあゆみが展示されており、法人として、米山梅吉記念館の運営、ロータリーの文献の蒐集、整理、保管、研修室の運営をしています。

参考文献：ロータリー米山記念奨学会 公式ホームページ

2015 年度事業報告書

「ロータリー米山記念奨学事業 豆辞典(2016~17 年度版)」

「点描 米山梅吉 日本のロータリークラブと信託業の創始者」 谷

内宏文著

「超我の人 米山梅吉の蹻音」財団法人米山梅吉記念館

2.3 インターアクト

インターアクトは、学校や地域社会での課題に取り組むために結束する12～18歳の青少年のための活動です。中学生や高校生が学校のクラブ活動として行うことが多いようです。地域社会を基盤とすることもできます。クラブ員はインターアクターと呼ばれますが、インターアクトクラブで奉仕活動を行い、リーダーシップの能力を高め、友人を作ることができます。インターアクトクラブは、提唱ロータリークラブとともに、毎年、少なくとも2つの奉仕プロジェクトを実施することになっています。ひとつは地域社会を支援するもの、もうひとつは国際理解を推進するものです。

インターアクトクラブは、世界で約20,000のクラブがありますが、国際ロータリーによる認定を受けなければなりません。また提唱ロータリークラブを含めた複数のロータリークラブにより、指導監督されます。提唱ロータリークラブは、毎年、そのインターアクトクラブに関する最新情報をRIに提供します。

新しいインターアクトクラブを作るには、

- ・支援と指導を行う地元のロータリークラブが必要です。
- ・顧問となる学校の教員及びロータリークラブの会員が必要です。
- ・インターアクトクラブに関心のある中学生・高校生が必要です。
- ・設立に熱心なリーダーシップのある学生が必要です。
- ・そのインターアクターが卒業したら解散とならないように。あとは手続です。

実際の活動は、次のようなものです。

- ・学校や地元地域でボランティア活動をする。
- ・海外の異文化について学び、国際親善に貢献する。
- ・楽しみながら世界中に友だちをつくる。

インターアクターの声を聞くと、皆さんロータリアンとの交流を望んでいます。また、インターアクターやローテックスなど若い人たちとの交流も望んでいますから、奉仕活動を通じて積極的に交流の機会をつくるといいと思います。

第2580地区で参加しているインターアクトクラブ

- ① 関東第一高等学校 IAC
- ② 愛国学園 IAC
- ③ 城西大学附属城西高等学校 IAC

- ④ 潤徳女子高校 IAC
- ⑤ 那覇高校 IAC
- ⑥ 那覇商業高等学校 IAC
- ⑦ 興南高等学校 IAC
- ⑧ 昭和薬科大学附属高校 IAC
- ⑨ 安田学園 IAC

24 ローターアクト

ローターアクトクラブは、18歳以上の大学生及び若い人たちのためのクラブです。

ローターアクトクラブでアイデアを広げ、地域社会に貢献し、末永い友情を築きます。ローターアクトクラブは、実地参加型の奉仕プロジェクトを実施し、若い職業人としての会員の成長を盛り上げ、活気ある世界的なローターアクトコミュニティとのつながりを築きます。

ローターアクトクラブは、2019年の規定審議会でクラブとして国際ロータリーの一員になることが決定しました。ロータリークラブとともに積極的で、柔軟な活動を行うことができます。ただし、RI 理事会が決めた分担金を RI に支払わなければなりません。

ローターアクトクラブは、世界で約 10,000 のクラブがありますが、国際ロータリーによる認定を受けなければなりません。また提唱ロータリークラブを含めた複数のロータリークラブにより、指導監督されます。提唱ロータリークラブは、毎年、そのローターアクトクラブに関する最新情報を RI に提供します。

ローターアクトクラブの成功と発展は、提唱ロータリークラブによる指導、支援、積極的な参加にかかっています。ロータリアンは、ローターアクターやローターアクトクラブの役員、理事、委員長の研究に関与すべきです。提唱ロータリークラブは、以下を行うこととされています。

- ・ローターアクトクラブの役員、理事、委員長が、地区レベルにおけるすべての関連研修会に参加するための費用を負担し、参加を強く奨励する。
- ・提唱しているローターアクトクラブの会員のために、ロータリアンをメンター（個人指導・相談役）に任命する。
- ・他地区合同研修及び国際研修の機会について、ローターアクターに知らせ、参加を勧める。

実際にローターアクトが行っていることは、1) 一人一人の専門能力を育成すること、ロータリアンから会社経営について聞くこと、マナーを磨くこと、2) 社会奉仕をすること。地域の清掃活動に参加し、お祭りの手伝いをしたり、街おこしをすること、3) 他地区のローターアクターとの交流をすること、などです。

第 2580 地区のローターアクトクラブは、次の 14 クラブです（2020 年 7 月 1 日現在）。

- ① 東京東
- ② 東京荒川
- ③ 東京池袋

- ④ 東京江戸川
- ⑤ 東京
- ⑥ 東京東江戸川
- ⑦ 嘉悦大学
- ⑧ 東京ワセダ
- ⑨ 東京板橋セントラル
- ⑩ 東京浅草中央
- ⑪ 東京池袋西
- ⑫ 東京上野
- ⑬ 那覇
- ⑭ 那覇北

ロータリー青少年指導者養成プログラム

ロータリー青少年指導者養成プログラム (Rotary Youth Leadership Awards, RYLA) は、クラブ、地区、他地区合同で組織される。参加者の年齢に制限はないが、ほとんどの行事は、中学・高校生、大学生および若い成人を対象としている。ロータリアンは青少年を正しく導いたり、参加した若い人たちが、責任あるリーダーとして成長できるように指導します。

RYLA のプログラムには、次の中心的カリキュラムが盛り込まれるべきです。

- 1) リーダーシップの基本
- 2) 良きリーダーシップの倫理
- 3) 効果的なリーダーシップにおけるコミュニケーションスキルの重要性
- 4) 問題解決と対決管理
- 5) ロータリーとは何か、ロータリーは地域社会のために何を行っているのか
- 6) 自信と自尊心の育成
- 7) 地元の課題に地元の慣習にふさわしい方法で取り組みながら、地域社会と国際社会の一員となるための要素

26 1905年2月23日の4人

ロータリーの始まりの日と最初に集まった人たちです。

1905年2月23日に、シカゴのデアボーン街にあるユニティビル・711号室（ガスターバス・ロアの事務所）に、次の4人が集まりました。これがロータリークラブの始まりです。

ポール・ハリス	弁護士
シルベスター・シール	石炭商
ガスターバス・E・ロア	鉱山技師
ハイラム・ショーレイ	洋服生地商

27 手続要覧

2019年の手続要覧には、次のように記載されています。

「手続要覧」の目的は、ロータリーのリーダーの役割と関連のある定款・細則とその他の規定文書を提供することです。手続要覧は3年に1度、規定審議会の開催後に発行され、各ロータリークラブとロータリーの役員に電子文書で提供されます。RI定款やその他の組織規定を含め、本要覧の意味や解釈について疑義が生じた場合は、英語版が正文となります。

手続要覧には以下の組織規定文書が収められています。

- ・国際ロータリー定款
- ・国際ロータリー細則
- ・標準ロータリークラブ定款
- ・推奨ロータリークラブ細則
- ・国際ロータリーのロータリー財団細則

このほかに次の項目が収められています。

- ・ロータリーの基本理念
- ・ロータリーの戦略計画

2013年以前の手続要覧には、たくさんの用語解説が記載されていました。

ロータリーの方針と手続は、ロータリーウェブサイトよりダウンロードできる「ロータリー章典」および「ロータリー財団章典」でも確認することができます。これらの文書は、理事会および管理委員会の各会合後に改訂されます。

28 四つのテスト

ハーバート・テラー

「我が自叙伝」 菅野多利雄訳のまとめ

1893年生まれ。素晴らしいクリスチャン家族に恵まれていた。12～3歳のころ、禁猟期間に鴨を撃ってしまったことを忘れない。法律違反を犯さないと決めた。

自分で実務能力に優れていると感じていた。25歳くらいの時にYMCAで働くか、石油会社で働くか迷っていたが、実業界で働いたのちに青少年のために時間を割くことにした。45歳で進路を変えることができた。「真実かどうか」。嘘をついて大変なことが起きかけたことがあるので、真実性を気付かせてもらった。

「オクラホマ州のポールズヴァリーで過ごした1919年以降の4年半で私の経験は非常に豊かなものになったし、仕事もうまくいった。また、神の御心に従って、有意義な地域社会に役立つ様々な事業計画のために余暇を使ってきた。そして、私が学んだことの多くは、後年、私の人生に大いに役立った。」

「四つのテスト」 誕生の舞台

1930年にシカゴのジュエル・ティー会社（食品訪問販売会社）の副社長として働いていた時、コンチネンタル・ナショナル銀行副社長が、カーカー社長に、テラー副社長をその半分の時間を割いて、弱体化したクラブ・アルミニウム製品会社を破産から救い、250人の従業員を守ってくれないか、と依頼した。テラーは、神がその会社で働くことを望んでいることを感じて、手を貸した。

どんな商売をするにしても、欠くことのできないことは、高邁な倫理・道徳に基づいた会社の経営方針を固めることだった。会社の者が暗記できて、取引の際に、考え、言葉、行いすべての面に応用できる倫理基準が必要だった。それが、「四つのテスト」だった。

「四つのテスト」は、神に対する祈りの結果もたらされたが、その内容は聖書のエレミヤ書に書かれていることが分かった。エレミヤ書第9章23～4節

「主はこう言われる、『知恵ある人はその知恵を誇ってはならない。力ある人はその力を誇ってはならない。富める者はその富を誇ってはならない。誇る者はこれを誇りとせよ。すなわち、さとくあって、わたしを知っていること、わたしが主であって、地に、いつくしみと公平と正義を行っている者であることを知ることがそれである。わたしはこれらの事を喜ぶ』と」

「四つのテスト」の使い方は、次のとおり。

- ① まず、暗記すること
- ② 次に、「四つのテスト」をもとに「考、言、行」を点検すること

2 9 基本理念と職業奉仕

私たちが常日頃言っている職業奉仕の概念は、国際ロータリーの文書なかでも十分に尊重されています。職業奉仕の考え方について制定案または決議案などの立法案として提案しても、国際ロータリーの規定審議会では、基本理念などに記載しているので、これ以上検討する余地がないのではないかと、言ってきました。私たちとしては、できれば「職業奉仕」という特別な重点項目を設けて解説しておきたいところですが、国際ロータリーでは、「社会奉仕に関する 1923 年の声明」、「ロータリーの目的」、「四つのテスト」、「五大奉仕部門」などの項目を設けて言い尽くしているのです。改めてこれ以上の表現を求めることはしないようです。しかしこれらの項目は、言葉どおり「基本理念」です。つまり「基本理念」をもって「職業奉仕」であるとしては、何か釈然としません。同じものを基本理念とみるか、職業奉仕とみるかは一人一人の考え方によっています。皆さんでよく考えてみましょう。

30 職業奉仕 概念

- 世界には 1,200,000 人のロータリアンがいます。そのほとんどが職業人です。最近、退職後でもロータリアンになれる、主婦でもロータリアンになれると話題ですが、細かいことに注目することは最小限にしましょう。ほとんどのロータリアンは職業人です。
 - そのロータリアンが、世界をリードしている国連、各国、地方公共団体に世界を良くしようと働きかければ、世界理解と平和に役立たせることができます。しかし、ロータリーがこれらの世界のライン組織に影響を与える権利はありません。また相手もこれを聞く義務がありません。ケネディー大統領及びサッチャー英首相もロータリアンでした（現職時かは不明）が、職務権限とロータリーの基本理念とは関係ありません。
 - しかし、国によっては安全な水を確保できないところがあり、文字を書けない子供たちも大勢います。感染症の予防が必要な地域はたくさんあり、支援が必要な高齢者及び障がい者もたくさんいます。ロータリーは、そういった援助が必要な地域や状況に対して直接支援することができます。日本国内でも援助が必要な高齢者や貧困家庭の子どもたちがいるので、支援することができます。
 - それが国際奉仕であり、社会奉仕であり、青少年奉仕、職業奉仕であります。
 - この職業奉仕は、ロータリアンが自己の職業スキルをもってする奉仕で、職業奉仕の中では、重要性としては 3 番目の奉仕活動です。
-
- さて 1,200,000 人のロータリアンは、国や地方公共団体に直接働きかけることはできませんが、自分の職業の活動を通じて社会を良くすることができます。自分たちの仕事を一生懸命することによって従業員の生活の向上を図ることができ、地域社会の発展に貢献します。また税金を払って社会基盤の充実に充てることができます。
 - この自分の職業に一生懸命従事することが、職業奉仕の 2 番目に大事なことです。
-
- 最後に職業奉仕の一番の根幹は、高潔性です。1,200,000 人のロータリアンが職業を通じて、奉仕の理念を奨励し育むことです。この姿勢や誇りをロータリー人生に生かすことが一番の職業奉仕であり、奉仕の理想の追求です。

3 1 決議 2 3 - 3 4

「決議23-34」は、ロータリーの基本として重要なので、解説と本文とを記載したいと思います。解説は1985年に当地区の佐藤千寿PGが講演し、まとめたものがあります。これを2003-04年度のガバナー月信増刊号で地区会員に配布しておりますので、そのまま記載いたします。

1985年・RI第258地区社会奉仕委員会製作
決議23-34（セントルイス宣言） 成立の経緯 佐藤千寿著

はじめに

昨年第258地区に於いて地区クラブの社会奉仕担当理事、委員長会議が地区委員会主催のもとに行われたが、その際阿部地区委員長から、特に基調講演として、冒頭に「決議23-34」の解説をする様、私に依頼があった。この小冊子はその時の講話草稿をとりまとめたもので、これも阿部委員長の熱意と、近藤正夫ガバナーの推進によって刊行の運びとなったものである。

ご承知の様に「決議23-34」は、社会奉仕のプロジェクト推進にあたって種々疑念論争が生じたところに端を発し、結局これに対する回答を与えるには、ロータリーの基本哲学にまで遡らねばならなくなり、その結果ロータリー史上の金字塔とまで讃えられる拡張高い宣言が生まれるに至ったものである。

そういう次第だから、この決議は単に社会奉仕の指針となるばかりでなく、ロータリーとは何かを真剣に考える者にとって、汲めども尽きぬ思索の源泉である。ところが如何なる成行か、この度刊行された手続要覧からこれが削除され、全日本のロータリアンに非常な衝撃を与えた。その結果、国際ロータリーに対する抗議や、これを再録させるための決議提案運動などが起こり、遂に国際ロータリーとしても放置できなくなって、「23-34」は決して廃棄されたわけではなく、手続要覧には載せなくとも、適当な関係文献には集録されるであろう、という趣旨の通達が出されるに至った。

然し問題はそれで解決したわけではない。第一に、ロータリーの基本哲学として、手続要覧に掲げられてこそ意味があるということ、第二に、1984年6月のバーミンガムに於ける国際大会の際に開催された理事会は、「決議41-8」に定める手続によって、古くからある決議の見直しを行い、今日なお有効とすべきもの、既に無効とみなされるべき等、篩にかけて整理したが、そこで「23-34」は有効存続として残されたものの、この決議は「26-6」・「36-15」・「51-9」・「64-43」・「66-49」と5回にわたって追加修正が行われている。ところがこの5回の決議の中「26-6」と「64-43」は有効で、「36-15」・「66-49」が無効とされたのは何故か、という問題である。

実は1936年、66年という古い決議で、その正文が私の手もとにないため、現時点で私見を述べることは出来ない。今これをR・Iに請求中なので入手後改めて考えてみたいと思う。

それはさて置き、この様な背景のもとに、去る11月開かれた第2回R・I理事会では結局次の様な決定を見るに至った。

大会決議23-34の重要性を再認識して手続要覧の改訂版に再掲載することを決議し、更に時代の変遷とロータリーの基本方針の新生面を考慮して次の理事会においてその本文の書き直しを検討する。

こうして書き直し草案の作成が事務総長に指示されたのだが、「次の理事会」というのは本年2月だから、もう目前に迫っている。然も「書き直し」という様なことになれば、どう書き直されるのか、それこそ問題だ。原文の「23-34」を有効として残したのは見せかけだけで、「新生面」-New world-の名のもとに、実態は似而非なるもの、とならねばよいかと案じられる。またこの書き直し文は、当然来年の規定審議会に出されるだろうから、ことと次第によっては一瀾免れまい。

- 1985・1・

4-

「決議23-34」成立の経緯

今回全面的に書き改められた1984年版手続要覧は、大変簡素になり、また翻訳にも思い切った意識が認められたので、その点では一般の人に読み易くなった、と好評の様である。

たゞ私が一番驚いたのは、かの「セントルイス宣言」と呼ばれる「決議23-34」が全文そっくり削除されてしまったことである。私共にとっては、これだけは承服できない暴挙というほかない。何故なら、ロータリーとは何か、ロータリーはどうあるべきか、という基本精神を、あれほど適確に表現している名文はほかに考えられないからである。

1959～60年度のR・I会長ハロルド・トーマスは、その名著「ロータリーモザイク」でこう述べている。

“ロータリーは成年に達した。決議23-34はロータリーの哲学、方針およびプログラムの性格を決定した”

“決議23-34が書きおろされて以来、既に50年にわたって、全世界における実際上の経験に基づく討議、討論が行われた。しかしながら原理という観点からロー

タリーの説明として、この決議の第一パラグラフをより良く書き改めることは、恐らくわれわれの中誰一人としてこれをよくする者はあるまい。”

—松本兼二郎 訳—

私もまた全くこれに同感なのだが、記憶の便のため、この決議の出来た 1923 年というのが、丁度日本では大正 12 年にあたることも注意を喚起しておきたい。この年関東大震災があつて、東京は壊滅的打撃を受けたのだが、期せずして世界各地のロータリーから続々義捐金が寄せられ、それまで活動が低調だった東京クラブが、愕然として目覚めた、という記録がある。

ところで、この決議は、ロータリーそのものの基本理念と奉仕の哲学が要約されたものであつて、単に社会奉仕の指針にとどまるものでないのに、手続要覧ではずっとこれが社会奉仕の部に、その総論という様な形で収録されてきた。恐らくその点に奇異の念を抱く人もあつたであろう。

然しそれは、この決議が出来る背景を知れば良く理解できることなのであつて、更にまたその背景となった事件の顛末を探ることによって、より一層ロータリーに対する理解が深まると思うので、こゝで私の知る限りの史実を紹介しておきたい。

相互扶助と親睦を目的として出発したロータリーが、会員同士の互惠にとどまてはいけない、地域社会のために役立つことをすべきだ、という社会奉仕の理想に目覚めたのは創立後一年たった 1906 年のことであり、奉仕事業の第 1 号としてシカゴ市に公衆便所を作ったことは、よく知られている話であるが、こういうささやかな寄附以上に、社会奉仕の対象として、この後幾何もない 1912 年頃から全米各クラブ共通の関心事になってきたのが、身体障害児問題であつた。70 年後の今日でも、国際ロータリーはポリオの撲滅ということを叫んでいるが、とりわけ当時のアメリカでは、小児麻痺が多発して、それによる障害が大きな社会問題になっていたのである。そこでシカゴ・ロータリークラブは、この 1923 年に R・I 正式承認のもとに Crippled Children's Committee を発足させている。

さて話は少し遡って、1918 年、オハイオ州エリリアにロータリークラブが設立された。歴史に残る大争動の発端が、まさかこゝにあらうとは、当時誰一人夢に思わなかった。

というのは、こゝに先天的な障害を負った不幸な子供達を救おうと、人道的情熱に燃えて活動していたエドガー・アレン Edgar Allen という人が居て、エリリア・ロータリークラブ創立の話を知り、こういう人道的慈善事業を推進するにはロータリーこそ最も恰好の場だ、と考え、早速クラブに入会したのである。「そういう特殊な目的を持って彼はクラブに入会を申し込んだ」とポール・ハリ

スも書いている。そしてポールは続けて、「その運動の本拠にロータリーを選んだことはロータリーにとり多大の名誉であったと言わざるを得ない」、とも言っているから、当時ポール・ハリス自身もこれを強く支持したものと考えられる。

さてロータリーに入会したアレンは早速行動を開始する。自分のクラブばかりでなく近隣のクラブにも積極的に働きかけて、障害児救済問題に対する関心を喚起し、そして 1922 年、ロスアンゼルスで開かれた国際大会に、エリリア、トレド、クリーブランドの 3 クラブ共同提案として次の様な決議を採択させることに成功したのである。

決議17号

ロータリアンが身体障害児に対する関心を示し、かつ彼等障害児に身体的矯正や外科的治療を施すことが有効な場合には、これを援助したいという意欲を表明していることに鑑み、国際ロータリー第 13 回年次大会は、各ロータリークラブが行っているかかる人道的活動を賞揚し、且つ本大会に出席している各代表者に対し、この問題に関する注意を喚起し、またこの運動が各クラブの地域社会に於ける奉仕の機会を提供するものであることを、それぞれのクラブに認識させるようこゝに決議する。

ところがはからずもロータリーの本質に関わる問題として大激論の火種になってしまった。

その猛烈な反撃の論拠はこうである。

- (1) ロータリーは実業家、職業人の組織だから、実業及び職業上の問題に力を注ぐべきで、社会問題については唯広く関心を寄せるというだけでも事足りる。一業一人という制度の意味もそこにある。
- (2) ロータリーは個人奉仕が主体で、クラブとしてこの様な問題に直接関与すべきではない。クラブは会員個人にこの様な社会問題に関心を示すよう奨励するにとどまるべきである。
- (3) クラブという組織がこの様な社会問題にのめり込むと、ロータリー本来の面目が失われるおそれがある。ロータリーは言論的唱導機関であるべきだ。
- (4) 各ロータリークラブはそれぞれ独立の存在で完全自治権を持っている。そのクラブ活動に対し、他からあれこれ指図されるいわれはない。

要約すれば以上 4 点が理論派の強硬な反論であるが、一方クラブ一丸となってこれを推進しようとする行動派は、この様な重大な社会問題に直面しながら、言論的な唱導などと言って逃げるのは卑怯な責任回避でしかない。ロータリー

は行動しなければ意味がない、今や実行あるのみ・・・と言って一步もひかない。この大論争は遂に全米を巻き込んで、蜂の巣をつついた様な大騒動になってしまった、と聞いている。

そのせいであろうか、この大会に続く理事会では、以下のような甚だ歯切れの悪い決議をしている。

国際ロータリーは、世界各国の身体障害児童問題が重要であることを認め、各ロータリークラブの各会員が何らかの形で身体障害児童救済の事業に関係することを喜ぶであろう。然し、国際ロータリーは、気のりしないロータリアンにこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。国際ロータリーは又、ロータリークラブやロータリー会員が、身体障害児童救済事業のような立派な仕事でも、これに全く夢中になったために、ロータリークラブの真の役割が忘却され、ロータリーの基本的で特色ある目的が見失われ、又は忘れられるならば、それは望ましいことでもないし、又ロータリー福祉のためにもならないものと考えている。

ところがこの歯切れの悪い曖昧な決議では、そこに言う「ロータリークラブの真の役割」とは何なのか、「ロータリーの基本的で特色ある目的」などと言っても何が「基本」なのか、何が「特色ある目的」なのか、一向明らかにされていないのである。これを明らかにするには、「決議 23-34」即ち「セントルイス宣言」を俟たねばならなかった。

そこで、こんな理事会決議で波紋が治るものではなく、1922年から23年にかけてロータリーは右に左に揺れ動き、理事会内部でさえ全く意見の統一は見られなかった様である。それが証拠に、理事会は逆転豹変、翌23年のセントルイス大会に向けて、次の様な決議案を発表するに至った。

決議案第8号

〔国際社会から身体障害者児童事業の負担を軽減するための障害児事業に関する方針〕

いわゆるオハイオプラン乃至ロータリープランとして知られている計画に基づき、数百のロータリアンが身体障害児対策事業に関心を寄せている。

この計画のもとに行われる身障児のための事業では、二つの面—即ち一方において州、市町村の担当官及び関係各部門の協力を確保すること、他方、個人的な接触によって身障児が正常で健康かつ自立の人間として生きる機会を持つように誘導すること—に於いてロータリーがその機能を果たすために適合していると考えられる。

統計によれば、ロータリークラブのある国々では、何れも人口1,000人に

つきほぼ 3 人の割合で 18 才以下の身障児がいる。また身障児対策事業が近代文明の荒廃に押しつけられている人々に対する社会的、人道的奉仕の義務であることに鑑み・・・国際ロータリーはその第 14 回国際大会に於いて次の事項を決議する。

“身体障害児童対策をロータリーの主たる事業としてこゝに設定し、この事業をロータリーの年間事業計画の中に組み入れること”

・・・(以下略)・・・

この様に縷々述べてきて更に各ロータリークラブの行動指標 6 項目を示し、「すべてのロータリークラブ及びロータリアンに対し、この計画に注意を向け、それぞれの地域社会の必要に応じてこの計画に参画することを要請する」と宣言している。

更に加えて、国際ロータリーは、この身障児対策のために必要な中央事務局費用として、ロータリアン 1 人当たり 1 ドルの特別寄附を徴収しようとしたのである。この人頭割 1 ドルは、当時北米大陸だけで最低 50,000 ドルになると想定し、概算 25,000 ドルの年間支出計画を立てた。

前年の理事会決議とくらべて、これはまた何たる豹変振りであろう。「身障児対策をロータリーの主たる事業とする」、このために「中央事務局が年間 1 ドルの特別人頭分担金を徴収する」・・・こうなればもう革命である。

これではもう、前年来燃えさかっている論争の火に油を注ぐ様なもので、遂にロータリーは空中分解寸前、という危機に立ち至ってしまった。

そしてもうどうにも收拾つかぬ様な絶望的狀態に瀕した時、何と神の啓示と言うべきか、テネシー州ナッシュビル・ロータリークラブが、この大論争に対する回答ともいえるべき決議案を出してきたのである。それが即ち決議 23-34 であって、平行線とも見えた理論派、行動派双方の主張を巧妙に噛み合せて、見事に分裂を回避したのである。

この提案が出されるに及んで理事会は 8 号議案を撤回し、この 34 号を採択してさしもの大論争に終止符を打った。という次第である。

以上概略「セントルイス宣言」なるものの背景を述べたが、これによって、この決議が如何に重要な意味を持っているか、お分かり頂けるであろう。こういう背景を念頭においてもう一度決議 23-34 を読み直して頂きたい。

然し新版の手續要覧にはこれが削除されているので、以下にその最も重要な論旨だけを要約して示そう。

(1) ロータリーとは、自己のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕しようとする義務感と、それに伴う衝動との間に常に起る争いを和解させよう

とする人生哲学である。それは「最もよく奉仕する者が、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づいている。

- (2) ロータリークラブの役割は、職業及び人生に於ける成功と幸福の基礎として奉仕の理論を研究し、この理論をロータリアン自身及び社会に対して実証すべく鼓吹育成啓発するにある。
- (3) 国際ロータリーの役割は、定款に定められたロータリーの目的から逸脱したり、これを不明瞭にしたりする様な奉仕活動に走らぬ様に、これを標準化するための情報交換所である。
- (4) 奉仕するものは活動しなければならぬ。ロータリーは単なる心の持ち方だけでなく、またロータリーの哲学も主観にとどまることなく、実際の行動に移さなければならない。従って、個々のロータリー会員もロータリークラブも、奉仕の理論を実践しなければならないのである。
- (5) 全ロータリー会員の個人的努力を求める活動は、クラブの集団行動だけを必要とするよりも、ロータリーの精神に一層よく合致する。何故ならロータリークラブの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員を、奉仕という点で訓練しようとする実験としてのみ考慮せられるべきであるからだ。
- (6) 個々のロータリークラブが、その奉仕活動を選ぶにあたっては、絶対的な自主権を有している。たゞ如何なるクラブもロータリーの目的にはずれる様な社会奉仕をしてはならない。国際ロータリーはクラブに対して有益な示唆を与えることは出来るが、特定のクラブに対して、特定の奉仕活動を命令したり、禁止したりする様なことは絶対にしてはならない。

以上が「セントルイス宣言」の骨子だが、これはその後も、デンバー大会決議 26-6、アトランティック・シティー大会決議 36-15、同じくアトランティック・シティー大会規則制定 51-9、トロント大会決議 64-43、デンバー大会決議 66-49、等により改訂、追認を経てきているもので、そのことだけでも、如何にこれがロータリーの世界に於いて重要な意味を持っているか、察しがつこうというものである。

人それぞれに人生観も違い、それに伴ってロータリー活動に対する意見の対立も、当然生ずるだろう。殊に今日の様な大組織になればなお更のことである。その時に組織の分裂を防ぐ、最後の拠り所は、今後共やはりこの「セントルイス宣言」に求められると思う。

決議 23-34 の本文

(Text of Resolution 23-34)

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、職業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情との間につねに存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。

2. 本来ロータリー・クラブは、実業人および専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目ざしている人々の集まりである。：まず第一に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；第二に、自分たちの間においても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと；第三に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと；そして第四は、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人びとのすべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3. 国際ロータリーは、次の目的のために存在する団体である。：(1) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及；(2) ロータリー・クラブの設立、激励、援助及び運営の管理；および(3) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化をはかり、社会奉仕活動についても、すでに広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリーの定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかなない、これを乱すようなおそれのない社会奉仕活動のみによって、その標準化をはかること。

4. 奉仕するものは行動しなければならない。したがって、ロータリーとは単

なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を一それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5. 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられてはいないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている：

- a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功し得ないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適当な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブは、その仕事を邪魔したり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。
- b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としては

ならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

- d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによってすでに立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。

ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することの方が望ましい。

- f) ロータリー・クラブはそのすべての事業において、宣伝者としてすぐれたはたらきをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは、地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心を持っていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分の方の力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものの方がロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(セント・ルイス大会決議 23-34、デンバー大会決議 26-6 によって改訂；アトランティック・シティ大会決議 36-15、およびアトランティック・シティ大会規則制定 51-9、トロント大会決議 64-43、デンバー大会決議 66-49)

3 2 ガバナー

ガバナーは、RI の役員です。(国際ロータリ一定款 第7条)

a ガバナーの行動権限

ガバナーは、国際ロータリ一定款、国際ロータリー細則およびロータリー章典のみに従い行動する権限を与えられています。ガバナーは、国際ロータリーまたはロータリー財団を代表して交渉する権限や契約する権限を持っていません。(ロータリー章典 第19条)

b クラブの研修に対するガバナーの責務

ガバナーは、ロータリークラブが以下を含む包括的な研修計画を備えていることを確認すべきです。

- 1 クラブ指導者が、適宜、地区研修会合に出席する
 - 2 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する
 - 3 現会員のために継続的教育の機会を提供する
 - 4 指導力育成プログラムを全会員が利用可能とする
- c ガバナーエレクトの任務
- ガバナーが、ガバナーエレクトに提供する任務
- 1 地区委員会または地区組織に関連した具体関責務
 - 2 ガバナーエレクトを参加者として指定していない会合を含め、すべての地区会合にオブザーバーとして出席するための招請
 - 3 地区大会のプログラムへの参加するための任務
- d ガバナーエレクトの地区大会への出席
- ガバナーエレクトは、就任年度に先立つ年度に他地区の地区大会を訪れ、自地区の大会を改善し充実させるために役立つと思われる手続や特徴を観察し評価するよう奨励されています。また、ガバナーは、自地区の地区大会へ他地区のガバナーエレクトを招待するよう奨励されています。
- e ガバナーノミニエの責務
- ガバナーノミニエは、以下を行うべきとされています。
- 1 ガバナーの役割への準備を始める
 - 2 効果的なクラブを支援するため、地区の元指導者、現指導者、次期指導者と協力し、継続性を図る
 - 3 直前ガバナー、ガバナー、ガバナーエレクトから提供される情報資料をもとに、さらに **RI** リソースを利用し、ロータリー公共イメージ、会員、ロータリー財団、地区行事および **RI** プログラムを含めて地区の強みと弱みの分析を始める
 - 4 地区組織（地区リーダーシップ・プラン）とクラブ管理運営の枠組み（クラブリーダーシップ・プラン）を見直す
 - 5 可能な場合、すべての地区会合に出席する
 - 6 地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクトの提案を受け、地区委員会やその他の活動に参加する
 - 7 提供される場合は、地区ガバナーノミニエの研修に出席し、そうでない場合には可能な限りその他の研修に参加する
 - 8 指導力養成の研修に出席する
 - 9 自らのガバナー就任年度の地区大会の開催地を選定する
 - 10 自分の地区チームに奉仕してくれるロータリアンを検討する

f ガバナーノミニーの任務

ガバナーとガバナーエレクトは、ガバナーノミニーに以下の機会を提供しなければなりません。

- 1 地区委員会または地区組織に関連した具体的責務または任務を要請する
- 2 地区会合のすべてまたはいずれかにオブザーバーとして出席する
- 3 オブザーバーとして運営委員会に参加する
- 4 地区の戦略計画立案の全過程と地区内の長期的な任命に関与する
- 5 地区青少年交換委員会の職権上の委員を務める

3.3 ガバナー補佐

ガバナー補佐。1992年頃から、RIにより、地区リーダーシッププラン(DLP)が段階的に検討され、地区の内部組織を効率化するための一環として制度化されました。ガバナー補佐は、担当するクラブが効果的に運営されるようサポートすることによって、ガバナーを補助します。ガバナー補佐は、ガバナーとクラブに対して責務を負っており、次のような責務が含まれています。(ロータリー章典 第17条)

- 1) 地区に対する責務

- ・地区目標の設定を援助する
- ・ガバナーのクラブ公式訪問のスケジュールを調整する
- ・各クラブの強みや弱み、目標に向けた進捗状況をガバナーに伝える
- ・地区会合に出席する
- ・ロータリー財団の活動や募金活動を含む、地区行事や活動に参加する
- ・地区チーム研修セミナーに参加する
- ・会長エレクト研修セミナー（P E T S）、地区研修協議会に参加する
- ・将来の地区リーダーを探し、その育成を援助する
- ・クラブの状況について次期ガバナー補佐に状況を提供する

2) クラブに対する責務

- ・定期的に（少なくとも3か月に1回）クラブと連絡をとる
- ・効果的なクラブ目標の設定とロータリークラブ・セントラルへの目標入力においてクラブ会長エレクトを支援する
- ・ロータリークラブ・セントラルで目標に向けた各クラブの進捗状況を確認します
- ・ガバナー訪問のスケジュールと内容においてクラブを援助する
- ・招待された場合は、クラブ例会、クラブ協議会、その他の行事に出席する
- ・ガバナーからの要請を実行するようクラブに呼びかける
- ・地区リーダーシップ・チームがクラブをどのように支援できるかを、クラブに伝える
- ・将来の地区やクラブのリーダーを探し、育成する
- ・地区大会やその他の地区会合への出席を呼びかける
- ・該当する地区委員会と協力して、クラブレベルの研修を実行する

3 4 ガバナー公式訪問

ガバナー公式訪問とは、ガバナー自身が地区内のロータリークラブを、個別にまたは合同で、以下の目的をもって訪問するものです。

- ・ロータリーの重要な問題に焦点をあて、関心を持たせる
- ・弱体クラブ、あるいは問題を抱えたクラブがないか、関心を払う
- ・奉仕活動参加へのロータリアンの意欲をかき立てる
- ・クラブの定款と細則が、ロータリーの組織規程を遵守していることを確認する

- ・地区内で顕著な貢献をしたロータリアンを、ガバナー自ら表彰する公式訪問は、ガバナー出席の効果が最も高まるよう、入会式、新会員オリエンテーション・プログラム、表彰式、特別プログラム、ロータリー財団行事、IMなどと合せて行うと良い。多クラブ合同例会、IMにおいては、ホストクラブに限らず、全参加クラブを挙げての出席を強調すべきである。

3 5 RLI

ロータリー・リーダーシップ研究会

The Rotary Leadership Institute (RLI)

RLI とは

第1節 RLI の背景

Rotary News (2008年8月号) の中で、クリフ・ダクターマン元RI会長は、ロータリーの世界で最も注目しなければならないことは、ロータリー創始後、

100年を経て、近年、社会構造も変化し、何よりも人や社会に対する意識が変わって来ていること、特に事業や職業の世界が激変していることを考慮すべきだと述べています。

そして、青少年や婦人層のロータリアン世代間の意識や感覚に大きなギャップが生じており、社会や文化に対する相互の認識や価値観が違って来て、ロータリー活動のあらゆる面で、複雑で矛盾した現象を呈していることを指摘しています。このような、異なった価値観や社会意識を埋めるためには、私達は、その要因である根本的な問題点を分析し、十分に話し合い、各世代のロータリアンやロータリー世界の理解を進めない限り、今後のロータリーの発展は望めないと思われまます。

昨今、日本のロータリーの会員数の減少傾向が止まりません。ロータリーに関して、十分な知識を持たないロータリアンが増え、話し合いも出来ず、十分に理解されないまま、ロータリーを去って行く人が多いことは、非常に残念なことです。そこで、私達は、本当にロータリーを理解し、ロータリアンとして活動するためには、クラブの底辺から、一人一人のロータリアンが、自発的に、自覚を持った話し合いをして、本当のロータリーを理解することが基本的な課題だと考えます。RIの新長期計画の実践目標でも、ロータリー活性化の目標として、クラブの柔軟性と刷新性が強調されています。

第2節 RLIの目的と意義

1992年に始まり、現在、全世界に広まりつつある Rotary Leadership Institute (RLI)・ロータリー・リーダーシップ研究会の活動は、まさに草の根の活動であり、RLIはロータリアンの知識を啓発し、1人1人のロータリアンのモチベーションを高め、リーダーシップを涵養するための全世界の地区の連合体組織です。

RLIは、ロータリーの組織や活動に関して、正しく、深い知識を持ち、高い指導能力のあるロータリアンを支援するために活動しており、日本のロータリー米山記念奨学会と同じ様に、RIが承認した多地区合同プログラムです。

2010年度には、RLIはその理念を変更し、「ロータリー・リーダーシップ研究会 (RLI)は、質の高いリーダーシップの研修を通じてクラブの活性化を願った、草の根の多地区合同プログラムである」と致しました。

私たちがロータリアンとして成長し、充実した活動するためには、ロータリアン一人ひとりがロータリーを本当に理解し、自発的なモチベーションを高め、コ

コミュニケーションや活動を活発にして、クラブの活性化につなげて行く必要があります。

すなわち、RLI の目的は、ロータリアンの自主性と卓越した指導性を涵養し、クラブの刷新性と柔軟性を育て、ロータリーを活性化することです。

このような RLI 活動は、私達日本のロータリアンにとっても非常に重要なことと考えます。私達は、本来のロータリー活動を活発に行いながら、RLI の研修も加味して、更にクラブやロータリアンの理解や指導力を高めて、日本のロータリー活動の発展を期待したいと思います。

第3節 RLI の歴史

RLI は 1992 年にアメリカ・ニュージャージー州 (RI・第 7510 地区) において、元 RI 理事のデビット・リンネット氏の発案で始められた研修組織です。

1994 年には、ニュージャージー州で、更に 3 つの地区が参加して多地区の活動になり、その後、1998 年には 31, 32 ゾーン (アメリカ北東部、中部太平洋岸、カナダの一部) まで広がり始めました。

そして、この RLI プログラムは 2001 年の国際協議会のスピーチの中で取り上げられ、指導力成功例として RI ウェブ・サイトに掲示されると共に、2002 年 3 月 RI ニュース・バスケットの記事にもなりました。2004 年の規定審議会では、決議案 04-238 にて RLI を RI のパイロット・プログラムとして採用する様に決議されました。これを受けて RI 理事会は、地区やクラブが RLI 及びこれに類似したプログラムに参加することを推奨するという決議を採択しました。このようにして、RLI の活動は自然発生的に伸展し、現在、全世界の 110 カ国、約 300 近い地区に、草の根・ロータリー研修組織として発展しています。

日本では D2750、D2830 の RLI 活動をはじめとして、D2710、D2770、D2650、D2640、D2730 等が活動中で、その他、数地区が地区の承認や RLI 本部の承認を得て、活動開始を進めています。今後、更に、日本の地区でも発展して行くことと思われれます。

第4節 RLI の研修方法

RLI の研修方法やカリキュラム内容については、RLI の原則や指導方法に従いますが、世界の各地域や国の文化や習慣の違いは尊重し、夫々の違いに応じた方法や内容を加えてよいことになっています。

研修セミナーの参加者は、クラブ会長は、クラブ内の将来の指導者として成長

する可能性を持った優れた素質を持ったロータリアンや希望者の中から、モチベーションやリーダーシップの可能性のあるを個別に選んで、RLI の研修に参加いたします。

また、研修方法は、ロータリーをよく理解し、ロータリーに対する意欲を高揚するために、参加者にとって、もっとも都合の良い場所と時間を選び、研修方法は講演や講義では無く、斬新な討論方法を活用して、参加者による、草の根（grass roots）のディスカッション方式で行われます。

そして、カリキュラムは、受講者の評価によって、その効果を見直す必要がありますので、時代の変化に対応する新しい情報を取り入れながら、カリキュラムは毎年変更されます。プログラムは3コースあります。どのコースも項目内容は違いますが、参加者には全部のコースに出席することが奨励されています。

また、RLI の研修は、クラブや一人一人のロータリアンにロータリーを理解してもらい、ロータリーの組織や活動を知り、将来、ロータリー活動の指導力を発揮できる人に焦点を当てるもので、特定のロータリーの役職にある人に焦点を合わせるものではありません。

第5節 RLI の研修の特色

RLI の研修は、従来の講義を聞くスタイルではなく、決められたテーマについて、みんなで意見を自由に出し合って討議する形式です。

ディスカッション・リーダーは進行役で、質問を投げかけながら、各自の自発的な考え方や意見を引き出していきます。参加者は解答の結論を求めるのではなく、課題に対する参加者の発言から自分自身の解答や方向性を見出す研修方法となっています。

研修の基本コースは、パート1、パート2、パート3の3日間と卒後セミナー（任意）日となっています。ただし、卒後セミナーは受けても受けなくても良いことになっております。パート1～パート3までの研修を受講すると、RLIより終了証書が贈られます。

現在、行われている方法では、参加者は10名程度の少人数のグループに分けられ、毎回6つの分科会のすべてをまわって研修する形式で行われます。それぞれのグループは各パートごとに別のグループとなって研修に参加する、つまり常に違ったメンバーと研修するという事になります。

第6節 RLI の研修カリキュラム

RLI の研修カリキュラムは、本部にて準備した国際的に統一したものを使用します。

しかし、毎年 RLI 国際本部によってカリキュラム委員会を開催し、年1回改正されます。RLI 日本支部でもカリキュラム特別委員会を設け、各参加地区からの意見を調整して国際委員会に上申することになっています。

各セッションのディスカッション・リーダーは、前もって、丸1日掛けてオリエンテーション・プログラム（ファシリテーション）の講習を受け、RLIでのリーダーシップの方法について厳しい訓練を受けます。この研修は RLI の本質を表現する極めて重要な研修です。

各リーダーは、地区の RLI シニア・リーダーや地区ガバナー等によって推薦されます。リーダーを選ぶ場合の選考基準は、議論を引き出す能力、即ち参加者の考えや意見を率直に引き出して討論し、ファシリテーターとして前向きなパワーを引き出す力を重視します。

RLI各セクションのテーマ（日本支部）

— 過去に実施した事例 —

Part 1 のテーマは、

- ①ロータリーにおけるリーダーシップ
- ②クラブを超えたロータリー
- ③会員組織と会員維持（その1）
- ④ロータリー財団（その1）
- ⑤米山記念奨学事業（その1）
- ⑥ロータリーの効果的な奉仕プロジェクト

Part2のテーマ

- ①効果的な会合の持ち方とリーダーシップ
- ②職業奉仕、倫理観の高揚と実践
- ③会員増強と新会員勧誘（その2）
- ④ロータリー財団（その2）
- ⑤米山記念奨学事業（その2）
- ⑥クラブ運営と分析と評価

Part3のテーマ

- ①効果的なリーダーシップを発揮するための戦略
- ②世界平和への重要なステップ
- ③国際ロータリーのプログラム
- ④創造的な奉仕
- ⑤効果的な広報活動計画とその実践
- ⑥ロータリーの倫理規範について

卒後コースのテーマ

- ①ロータリー財団の未来の夢計画
- ②変化するロータリーとRLIの評価検討
- ③リーダーシップとスピーチ研究
- ④ロータリーの未来を描くRI長期計画の理解と実践
- ⑤その他

第7節 RLI の運営

RLI 研修セミナーに要する費用は各自参加者負担となっています。各 RLI 支部は、地区やクラブそして参加者の方々と相談しながら経費を捻出することになります。また、各 RLI 支部は、毎年カリキュラムの改訂等や運営上の諸費用のために、1 支部当たり 100.00 ドルの年会費を RLI 本部に納入する規定になっています。

RLI は、ロータリーの世界全体に、指導者開発計画を広げ、各地域のロータリアンの質を改善することが目的です。そのためには、全世界各地に支部を結成し、それを拠点にしてロータリアンの質的向上を目指そうとしています。従って、各地域での支部結成は大変重要なものと受け止められています。支部は、地域や地区によって異なるかもしれませんが、RLI の目的を促進するためには、考えや方法を共有し、お互いに他の支部とも協力して活動することが求められています。

実際には、RLI と支部との協定書の調印によって、支部が設立されます。1 – 3 地区が支部の中核になるのが理想的ですが、将来、多地区に成長することも予測されます。最終的には支部は 5 – 10 位の地区で構成されることが期待されています。

支部協定書は、RI の多地区合同プログラム協定にならって、RI 支部委員長と地区ガバナー、または地区ガバナーエレクトによって調印されることになっています。そして、調印された協定書を RLI 本部が承認することによって支部が成立します。また、RLI 支部の活動に際して、夫々の地区ガバナーや地区指導

者の理解・協力・支援は、欠くことの出来ない、最も重要な要素とされています。

第8節 RLI 日本支部の活動経過

日本では、デビット・リンネット RLI 委員長の依頼もあり、2007年11月、東京でのロータリー研究会の際、RLI について話し合いの会が持たれました。この話し合いの席には、マイケル・マクガバン RI 副会長が参加され、日本側は、南園義一、黒田正宏、川妻二郎、関場慶博、川尻政輝、成川守彦、坂本俊雄の各 PDG が任意の形で参加致しました。会議は、主に RLI の組織と活動の現状について、マイケル・マクガバン RI 副会長から詳細な説明があり、特に研修セミナーの内容について具体的な話を伺いました。

この話し合いの会合を受けて、2008年4月に、黒田正宏 RIDE（当時）がアメリカ・ニュージャージー州の RLI 研修セミナーに参加され、具体的な研修の現場を視察しました。帰国後、黒田正宏 RIDE（当時）から RLI の研修セミナー参加の具体的な報告を受け、漸く、日本でも RLI 日本支部の機運が生まれ、2008年6月に設立が決定しました。

日本支部の世話人は上述の7人の PDG の方々ですが、発足時には、日本支部委員長として南園義一、副委員長黒田正宏、事務局長川尻政輝の各氏が日本支部運営の世話をすることになりました。その後、各地区の PDG の方々と連絡し合い、理解を深めながら各地区の RLI 活動が広がり、発展して参りました。現在では10地区を超える各地区で RLI の研修セミナーが行われ、また準備中です。

今年2011年、2008年6月の RLI 日本支部の発足から3年を経て、日本の RLI 活動は次第に定着し、基盤も出来て、活動地区も10地区を超えましたので、さらに発展を期して2011年7月1日に RLI 日本支部の組織の変更や会則を設け、RLI 日本支部事務局を D2770 に移転しました。RLI 日本支部の新委員長には黒田正宏 RI 前理事、事務局長には北清治 PDG が就任しました。新 RLI 日本支部の会則及び役員は、第6章に記載されています。

第9節 結 び

RLI（ロータリーリーダーシップ研究会）は、ロータリーの知識を学ぶだけでなく、物事の学び方自体を会得してもらい、参加者の自己啓発を促すとともにモチベーションを高め、延いてはリーダーシップの発揮にも繋がる事を目的としています。

特に RLI 研修後、参加された方々が積極的にクラブ活動に参加され、自発的にモチベーションを発揮してクラブを活性化し、ロータリーの発展に結げられ

ますよう、心から期待しています。

RLI 日本支部顧問 PRID 南園義一（防府 R C）

（2008 年 6 月～2011 年 6 月 RLI 日本支部委員長）

3 6 IM

IM（Intercity Meeting）とは、近隣都市数クラブが集まって開催する会合です。協議の内容は、五大奉仕部門を中心として、ロータリーの基本、特徴および奉仕活動を検討します。この会合の目的は、対象クラブの全員参加を基本として、会員相互の親睦と知識を広めることです。決議および決定はないので、勉強会と言えるものです。

IM は、通常、地区内の分区またはグループごとに、ガバナー補佐が主催します。開催しなくてもよく、逆に年に何回開催してもかまいません。

3 7 DLP 地区リーダーシップ・プラン (District Leadership Plan)

DLPとは、R Iが1992年の国際協議会で発表した、地区組織改正の試験的プログラム「地区運営上の組織構成」のことをいいます。このプランは、3年間にわたり世界の12地区で試験的に実施され、その後、2002年7月にはすべての地区において、義務的に実施されることになりました。

DLPは、クラブの増加によって、地区が分割され、それに伴ってR Iの経費が増えていくのを抑制するために、地区分割の最低基準を従来の80クラブから100クラブに引き上げるためと、地区の地域が広くてガバナーひとりでは管理できない地区や、1地区が複数の国や言語、異なる部族で構成されているような場合には、ガバナー補佐を置いてガバナーの任務の一部を委任させようとする制度です。

ガバナー補佐に委任する任務は、主に次のふたつです。

- ・クラブ管理と委員会管理

- ・ガバナー公式訪問に際して開かれるクラブ協議会への出席

地区リーダーシップ・プラン (District Leadership Plan)

すべての地区は、ロータリー章典 17.030.1.から 17.030.3.までの条項に準拠し、地区リーダーシップ・プラン (DLP) を開発し、採用することが義務付けられています。地区リーダーシップ・プランは、ガバナーがガバナー補佐を任命することを定め、ガバナー補佐がクラブ運営に関連した管理業務を遂行することとしています。

地区リーダーシップ・プランの構成要素は次のようなものです。

- 「ガバナー補佐」、「地区研修リーダー」、「地区委員会」、「クラブリーダーシップ・プラン」といった共通の用語
- ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員、クラブ指導者の明確な責務と任務
- 地区内の指導層の継続性を確保する地区委員会
- ガバナーが委任することができない任務や責務の明確な記述
- クラブが（地区リーダーシップ・プランに）対応するクラブリーダーシップ・プランを施行するのを助ける明確な計画

ガバナーは、以下の責務に専念します。

- 会員を惹き込み、積極的参加を促すことの重要性を強調する
- 個々の行事への参加を通じて、クラブと地区の活動やプロジェクトに参加するようロータリアンの意欲を喚起する
- ロータリー財団セミナーや財団プログラムへの参加を奨励し、財団表彰プログラムを通じて財団への財政支援を奨励する
- 個々のロータリアンの功績を称える
- 地区の将来を計画する
- クラブリーダーシップ・プランを通じて、地区内のクラブの長期的な発展に取り組む
- RI 細則 16.090.に掲げられている任務を遂行する

地区リーダーシップ・プランは、次の問題を扱います。

イ 地理、言語、文化、各地域における充実したクラブと弱体クラブ数のバランス、およびガバナー補佐が実際に適切に援助できると考えられるクラブ数といった要因を考慮した上で、地区のニーズに基づいて任命されるガバナー補佐の数（4～8クラブを各ガバナー補佐に割り当てるよう推奨されているが、いかなる場合にも、1人のガバナー補佐が1クラブだけを担当することがあってはならない。）

- ロ ガバナー補佐にどのように研修を行うか
- ハ 地区内にはどのような委員会が必要か
- ニ ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会の相互の連絡方法
- ホ ガバナー補佐を活用することにより、地区はどのように指導に継続性を
持たせるか
- ヘ 適宜、あるいは必要に応じて、地区はどのように委員会に継続性を持たせ
るか
- ト ガバナー補佐の任命と解任に用いる方法
- チ 地区内クラブのための（地区リーダーシップ・プランに）対応するクラブ
リーダーシップ・プラン

現職の地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミネーは、この項目につい

て一致

した見解に達すべきです。

- i 地区の戦略計画
- ii 人気を念を超える地区役職の任命
- iii 期間が1年を超える地区奉仕プロジェクト

3 8 CLP クラブ・リーダーシップ・プラン (Club Leadership Plan)

クラブ・リーダーシップ・プラン (CLP) とは、ロータリークラブに推奨される管理の枠組みのことです。クラブの強化を図ることが目的で、最高の結果が出るように、最善の実行方法が示されています。2000年当時の各クラブの委員会構成が、多数の委員会を持つことになっていたため、小さなクラブにとって負担になっていることに注目し、少ない委員会による新しい管理組織にすることが提案されました。その後正式に「CLP」として、世界の18クラブで試験的に採用され、2004年11月に理事会により承認されま

した。

2004年の手続要覧に「効果的なロータリークラブの定義」が示され、2013年の手続要覧に「クラブのベストプラクティス」が示されました。

- ・ CLPによる効果的なクラブの要素は、次のとおりです。(ロータリー章典 第2条)

1) 会員基盤を維持および拡大する。

2) 地元と他国の地域社会のニーズに取り組む充実したプロジェクトを実施する。

3) 寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

4) クラブの枠を超えてロータリーで奉仕できるリーダーを育成する。

- ・ 現、次期、元クラブリーダーは以下を行うべきです。

① 効果的なクラブの要素に取り組む長期的な計画を立案する。

② 年次目標を設定し、ロータリークラブ・セントラルに inputs する。

③ 会員を計画過程に参加させ、ロータリーの活動に関する情報を伝えるためのクラブ協議会を実施する。

④ クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間には明確なコミュニケーションが確実に図られるようにする。

⑤ 将来のリーダー育成を図るための引継ぎ計画の概念を含め、リーダーシップの継続性を確保する。

⑥ クラブ委員会構成とクラブリーダーの役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。

⑦ クラブ会員間の親睦をさらに深めるような機会を提供する。

⑧ 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与できるようにする。

⑨ 以下を確実にするための包括的な研修計画を立案し、実施する。

- ・ クラブリーダーが、適宜、地区研修会合に出席する。

- ・ 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的 to 実施する。

- ・ 現会員のために継続的教育の機会を提供する。

- ・ 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。

- ・ クラブの各種委員会の立場

クラブの各種委員会は、クラブの年次目標と長期目標を実行する責務を担います。会長エレクト、会長、直前会長が協力し、リーダーシップの一貫性と計画の継続性を図るべきです。継続性を図るため、可能であれば、委員会委員

は3年を任期として任命されるべきです。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員及び委員長を任命し、計画会議を設ける責務があります。委員長は同じ委員会の委員としての経験を有していることが推奨されます。

3.9 地区大会

地区大会の目的は、地区内のすべてのロータリアンが一堂に会することで、ロータリアンにロータリーへの関与と理解を深めさせることにあります。(ロータリー章典 第20条)

地区大会は、毎年開催されるものとします。その時期は、ガバナーとクラブ会長の過半数の合意によって定めることとされています。ガバナーノミネーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができます。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会または国際大会

の日程と重ならないようにします。理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できます。

大会終了後30日以内に、ガバナーまたは議長代行者は、退会幹事とともに、大会記録の報告を作成するものとし、事務総長と地区内各クラブ幹事に送付するものとしします。

40 地区チーム研修セミナー

1. 地区チーム研修セミナーの目的

- ・次期ガバナー補佐および次期地区委員と委員長が就任に備える
- ・地区ガバナーエレクトに、地区指導者チームを築き、クラブを支援するようチームの意欲を高める機会を提供する。

(「ロータリー章典」第20条 2005年11月理事会会合 決定104号)

2. 地区チーム研修セミナーの**リーダー**

ガバナーエレクトが、地区チーム研修セミナーのプログラム全般の責任者となる。

地区研修リーダーが、セミナーの計画と実施の責任者となる。

セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーを含む。

(「ロータリー章典」第20条 2004年11月理事会会合 決定59号)

3. 地区チーム研修セミナーの参加者

地区チーム研修セミナーの参加者は、次年度ガバナー補佐、地区委員会委員長及び委員ならびに地区ローターアクト代表を含む

(「ロータリー章典」第20条 2018年1月理事会会合 決定103号)

4. 地区チーム研修セミナーの**構成**

プログラムの目的を達成するために、地区チーム研修セミナーは、次のような構成要素が含まれる。

- RI テーマ
- 地区の管理運営
- 役割と責務
- クラブ・リーダーシップ・プランと地区リーダーシップ・プランの下でクラブと協力する
- ロータリークラブ・セントラルを理解する
- リソース
- 年次計画と長期計画
- コミュニケーション

(「ロータリー章典」第20条 2015年1月理事会会合 決定118号)

5. 地区チーム研修セミナーの**実施時期**

丸1日の地区チーム研修セミナーは、国際協議会の後、PETSの前に開催すべきである

(「ロータリー章典」第20条 2015年1月理事会会合 決定118号)

4 1 会長エレクト研修セミナー (PETS)

1. 会長エレクト研修セミナーの目的

次期クラブ会長が次年度の会長となるための準備をする
地区ガバナーエレクトおよび次期ガバナー補佐に、次期クラブ会長の意欲
を高め、協力関係を築く機会を提供する

(「ロータリー章典」第20条 2005年11月理事会会合 決定104号)

2. 会長エレクト研修セミナーのリーダー

ガバナーエレクトは、PETSの責任者となる。

地区研修リーダーは、ガバナーエレクトの指導と監督の下、セミナーを計画・実施する責任者となる。

PETSの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーと地区委員会委員長を含む。

ガバナーエレクトは、適切なセッションにおいて財団に関する議題を準備し、発表するために、地区ロータリー財団委員会委員を起用するよう奨励されている

(「ロータリー章典」第20条 2015年1月理事会会合 決定118号)

3. 会長エレクト研修セミナーの参加者

地区内全クラブの会長エレクトは、標準ロータリークラブ定款第13条第5節で義務付けられている通り、PETSへ出席するものとする。

ガバナーエレクト、ガバナー補佐、地区研修リーダーも出席すべきである。

ガバナー補佐は、自分が担当するクラブの会長エレクト、ガバナーエレクト、並びに自分たちの間にチームとしての関係を築くにあたってガバナーエレクトを援助するものとする

地区研修リーダーは、ガバナーエレクトと協力して、PETSの指導者チームのために研修資料を作成し、研修セッションを実施する。

(「ロータリー章典」第20条 2004年11月理事会会合 決定59号)

4. 会長エレクト研修セミナーのプログラム

プログラムの目的を達成するために、理事会はPETSに以下の内容を盛り込むことを推奨する

- RI テーマ
- クラブ会長の役割と責務
- 目標の設定
- クラブ指導者の選任と準備
- クラブの管理運営
- 会員増強
- 奉仕プロジェクト
- ロータリー財団

- 公共イメージ
- 支援源（リソース）
- 年次計画と長期計画

（「ロータリー章典」第20条 2015年1月理事会会合 決定118号）

5. 会長エレクト研修セミナーの実施時期

PETSは少なくとも1日半のセミナーとし、2月または3月中に開催すべきである

（「ロータリー章典」第20条 2010年6月理事会会合 決定182号）

4 2 地区研修・協議会

1. 地区研修・協議会の目的

- ・次期クラブ指導者が、就任に先立ち、クラブの指導者チームを築けるように

する

- ・地区ガバナーエレクト、次期ガバナー補佐、地区委員会にクラブ指導者チームの意欲を喚起し、協力関係を築く機会を提供するようにする
(「ロータリー章典」第20条 2013年6月理事会会合 決定196号)

2. 地区研修・協議会の指導者

ガバナーエレクトは、地区研修・協議会のプログラム全般の責任者となる。地区研修リーダーは、協議会の計画と実施の責任者となる。職務別分野に関連する地区委員長は、それぞれの関連分科会を指導する責任がある。会長エレクトのためのセッションは、適切であれば、パストガバナーおよびガバナー補佐が起用されるべきである。

(「ロータリー章典」第20条 2013年6月理事会会合 決定196号)

3. 地区研修・協議会の参加者

地区研修・協議会の参加者は、クラブ会長エレクト、および次ロータリー一年度に指導的役割を果たすよう会長エレクトから指定されたロータリークラブ会員とする。(「ロータリー章典」第20条 2013年6月理事会会合 決定196号)

具体的には、各クラブの各委員長が参加するものとする。

4. 地区研修・協議会の**構成**

研修に参加する各職務別グループのために、次のような構成要素が含まれるものとする。

- RI テーマ
- 役割と責務
- 方針と手続
- チームの選任と研修
- 年次計画と長期計画の策定
- 支援源
- 事例研究の演習
- チーム作り演習：クラブ目標の最終的決定
- 問題解決の演習

研修に参加する機能別グループには以下が含まれます。

- クラブの管理運営
- クラブの公共イメージ
- 会員増強
- 奉仕プロジェクト
- ロータリー財団
- 幹事
- 会計
- 会長エレクト（PETS での研修と重複しないよう、人前での話し方とロータリアンの意欲喚起に焦点を当てる
（「ロータリー章典」第20条 2015年1月理事会会合 決定118号）

5. 地区研修・協議会の実施時期

丸1日の地区研修・協議会は、できれば3月か4月か5月に開催すべきである。

（「ロータリー章典」第20条 2013年6月理事会会合 決定196号）

4.3 国際大会

国際ロータリーの国際大会は、理事会の決定する時と場所において、会計年度

の最後の3か月中に開催されるものとします。ただし、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができます。非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に、臨時国際大会を招集することができます。(国際ロータリー定款 第9条)

国際大会は、世界のロータリアンを刺激、鼓舞、激励し、情報を提供し、組織の長期目標を進展させるための討論会として機能し、年1回開催されます。国際大会は、事務総長の管理のもと、1つまたは複数の地区がホスト組織となって運営されます。ホスト組織の委員長は、ホスト組織と RI との連絡役となります。

開催地は、同一国で2年連続して開催できません。ただし、米国はミシシッピ一川の東部と西部で別の地域とみなします。開催地の条件は、「国際大会要覧」に記載されています。

RI は、国際大会の経費節減のため、会議場、宿泊、食事については、無償提供を希望しています。また大会主要行事開催場所と宿泊場所との移動に45分以上かからないように指導されています。

国際大会の登録者は、次の通りです。すべての登録者は、理事会が定めた登録料を支払わなければなりません。

- ・ロータリアン
- ・ローターアクター
- ・インターアクター
- ・青少年交換学生
- ・財団奨学生
- ・ロータリー学友
- ・ロータリークラブの職員、地区の職員
- ・故ロータリアンの配偶者
- ・大会登録者に同行する有料のゲスト

以下の人々は、国際大会の公式参加者ですが、RI またはロータリー財団が経費を負担しないことになっています。

- ・理事ノミニーと配偶者
- ・元理事と配偶者
- ・元ロータリー財団管理委員と配偶者
- ・元事務総長と配偶者
- ・現地区ガバナーと配偶者
- ・現地区ガバナーエレクトと配偶者
- ・現 RI 委員会議長と TRF 委員会議長と配偶者
- ・故ロータリーシニアリーダーの配偶者

・ RIBI の役員および役員ノミニーと配偶者

国際大会は、独立採算制運営され、経費は、登録料、ブースレンタル料、チケットの売り上げ、スポンサーからの収入などによって賄われるものとします。

会長とその配偶者などは、国際大会の公式参加者であり、大会予算で経費を負担します。また、ロータリー財団管理委員長とその配偶者などの経費はロータリー財団が負担します。さらに会長のエイドとその配偶者などの経費は、RI の適切な予算から支出します。

プログラムの内容については、本会議では、講演者にロータリーに関連付けた話をするよう明確に伝えるべきであるとされています。さらに次のプログラムが予定されています。

- ・ ロータリー財団についてのワークショップ
- ・ 選挙管理委員会の報告
- ・ クラブ会長エレクトのワークショップ
- ・ 会員増強のワークショップ

ロータリアンが国際大会に出席した場合の行動の一例は、次のとおりです。

- ① 開会式に出席し、国際ロータリーの方針を理解する
- ② 100あまり開催される分科会のうち、興味のあるものに参加し、各国の多様な活動に刺激を受ける
- ③ 開会式以外の本会議に出席して各種選挙や事務手続きを経験し、さらに国際ロータリーの指導者の説明や演説を聞く
- ④ 休憩時間などを利用して友愛の広場を訪れ、他国のロータリアンとの親睦の輪を広げる
- ⑤ 大会前後に観光する

4 4 日本人 RI 会長 日本開催国際大会

日本人の国際ロータリー会長は、次の3名です。

東ヶ崎 潔	(とうがさき きよし)	東京 RC	1968—1969 年度
向笠 廣次	(むかさ ひろじ)	中津 RC	1982—1983 年度
田中 作次	(たなか さくじ)	八潮 RC	2012—2013 年度

日本で開催された国際大会は次の3か所です。

東京	1961 年 5 月	登録者数 23,366 人
東京	1978 年 5 月	登録者数 39,834 人
大阪	2005 年 6 月	登録者数 45,381 人

4 5 国際ロータリーのほかの会議

- ・ 国際協議会

国際協議会の目的は、ガバナーエレクトに、教育、意欲、インスピレーシ

ョンを与え、翌ロータリー年度のロータリープログラムや活動について討論、計画、実行する機会を与えることである。

国際協議会を開催する時と場所を決定するのはR I 理事会である。会長エレクトは、プログラム決定の責務を有し、国際協議会の手配を監督する委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は、2月15日より前に毎年開催されるものとする。

参加者は、会長、理事、会長ノミニー、理事エレクト、理事ノミニー、事務総長、ガバナーエレクト、R I B I 役員ノミニー、R I 各種委員会委員長、およびその他の理事会の指定する者である。(国際ロータリー細則 第20条)

・ 研修協議会

地区研修・協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つクラブのリーダーを育成し、会員基盤を維持、および拡大し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズに取り組むプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてTRFを支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。

ガバナーエレクトが、地区研修・協議会を計画、実施、指揮、監督するものとする。特別な事情があれば、理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会を開催することを許可できる。地区研修・協議会に出席を要請される人は、次期クラブ会長とクラブリーダーを含めるものとする。(国際ロータリー細則 第15条)

4 6 規定審議会

- ・ 立法案：規定審議会で審議される立法案は、制定案と見解表明案である。
- ・ 開催：今回は、2022年4月頃と思われる。

- ・提案者：制定案は、クラブ、地区大会、規定審議会、および理事会が提案できる。見解表明案は、理事会のみ提案できる。
- ・クラブ提案の承認：クラブの制定案は、地区大会、地区立法案検討会において、地区内クラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めるともできる。事務総長に送達される制定案には、地区大会、地区立法案検討会、または、郵便投票の票決により承認を受けたことを明記したガバナーの証明書を添付しなければならない。制定案の提案もしくは承認は、1回の規定審議会につき5件まで。
- ・制定案と見解表明案の締切日：制定案はすべて規定審議会の開催年度の前年度12月31日までに、事務総長に提出する。理事会は、緊急性のある制定案を規定審議会の開催年度の12月31日までに事務総長に提案することができる。理事会の提出する見解表明案は規定審議会が終了するまで票決することができる。
- ・制定案の正規の手続：①締切日を守っていること、②提案者が正しいこと、③地区の承認を得ていること、④検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのように課題あるいは問題に対処または解決するかを説明する趣旨および効果に関する声明文を、300字以内で提出すること。
- ・欠陥のある制定案：イ) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合、ロ) 組織規定の関係箇所をすべて改正していない場合、ハ) その採択が法令に反する場合、ニ) RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリクラブ定款を改正する場合、または RI 定款に抵触するような形で RI 細則を改正する場合、ホ) 管理または施行が不可能な場合
- ・立法案の審査：定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、規定審議会に回付する。事務総長から提案者に、立法案の訂正、折衷案の提言、代案の提示などがある場合がある。
- ・立法案の公表：規定審議会が開かれる年度の9月30日までに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しが、定款細則委員会により審査・承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、地区ガバナー、規定審議会の構成員、希望したクラブの幹事に提供される。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できる。

4 7 決議審議会

- ・決議案：意見の表明である案件（方針決議案）
 - ・開催：毎年開催される。

- ・ 召 集：電子的コミュニケーションにより召集される。
- ・ 提案者：クラブ、地区大会、RI 理事会、
- ・ 提案の承認：クラブの決議案は、地区大会、地区立法案検討会において、地区内クラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議案には、承認を受けたことを明記したガバナーの証明書を添付しなければならない。
- ・ 決議案の締切日：その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度6月30日までに、事務総長に書面で提出する。
- ・ 事務総長の点検：事務総長に提出された決議案を定款細則委員会が点検し、決議審議会に回付する。
- ・ RI の審査：理事会は（理事会に代わって、定款細則委員会）決議案を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告する。
- ・ 正規の手続ではなく、また欠陥のある決議案：決議案が正規の手続きで提出されていない、または欠陥があると理事会が決定した場合には、理事会は審議会に回付しない旨を指示し、事務総長は提案者にその旨を通告する。
- ・ 正規の手続：①締切日を守っていること、②提案者が正しいこと、③地区の承認を得ていること
- ・ 欠陥のある決議案：イ) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合、ロ) RI のプログラムの範囲内でない場合
- ・ 決議案の審査：定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案を点検し、決議審議会に回付する。欠陥がある場合、事務総長から提案者に、その旨を通知する。
- ・ 決議案の採択：決議審議会で投票する代表議員の過半数の賛成票で採択
- ・ 緊急制定案：なお、RI 理事会は、決議案と同じ時期に緊急制定案を提出することができることになっています。

48 ロータリー研究会

ロータリー研究会は、国際ロータリーの現状を理解し、将来の方向を推測することができる会合です。

RI 理事会は、地域（ゾーン）の元・現・次期 RI 役員への情報提供のための年次会合の重要性を強く認めています。事務総長は、支援や研究機関の招集者のためのトレーニングを提供するものとしています。

A 用語の定義

研究会：会長の許可する、1つ以上の地域（あるいは地域内の各セクション）のすべての元・現・次期 RI 役員が出席する情報提供のための会合であり、管理運営面での職責または権限を伴わない。

招集者：会長ノミニーより任命された現・次期あるいは元理事、会合を活発に保つため、連続就任は2年以内が好ましい。招集者は、会長に対して責任を負う。

財団代表：ロータリー財団を推進するために、研究会で援助にあたるべく、会長の同意を得た上で、財団管理委員会委員長から任命される現または次期管理委員が出席する。

B 目的

研究会の目的は、以下のとおりである。

- 1 RI の現・次期・元役員に、RI とその財団の方針やプログラムに関する正確な情報を提供する
- 2 理事会に意見や提言を行うための、ロータリーの指導者のフォーラムであること
- 3 現・次期・元ガバナーに継続的なリーダーシップと奉仕活動を奨励する親睦会および参加型学習体験とする

C 参加者

ロータリー研究会の参加者は、次のとおりである。

- 1 基本的に、RI の現・次期・元役員に限定される。つまり現・次期・元ガバナーであり、隣接する地域も含む
- 2 招集者に招待されたその他の者、あるいは RI 会長または事務総長に要請されたその他の者
- 3 研究会の運営にあたり、ホストロータリアンおよびその他の地元関係者で招集者に協力する者
- 4 RI 会長や会長エレクトによる講演など、研究会における特別な催しには、見学者として地元のロータリアンを招待することができる

D 組織

会長代理にはロータリー研究会の開催場所や日付を承認する権限がある。招集者は、ロータリー研究会の議事日程、プログラム、財務に関して全面的な指揮権を持つ。そのために実行委員長および会計担当者を任命する。

E プログラム

研究会の会期は2～3日間とされる。プログラム時間を講演や発表のみに使ってはならず、討論、グループ討論、質疑応答を行い、参加者の意見交換に50%程度の時間を使うよう推奨している。

規定審議会が開催される年度には、代表議員と補欠議員をのみを対象とした半日間の研修会を開催する。この研修会では、事務総長がこの研修のために提供した研修資料を使用して、審議会の運営や手続に関する討議を行う。

投票権のある代表議員が地元のロータリアンから意見を聞く機会を与えるために、規定審議会で審議される立法案の中からいくつかを選んで討議するための会議を計画する。

プログラムに最低1時間の公開フォーラムを設け、参加者とシニアリーダーによる意見交換が行われることが期待されている。

理事会代表者が5か年財務計画を発表し、討議に付するものとする。

ポリオ撲滅が達成されるまで、ポリオプラスのレポートを提供する。

F その他

ガバナークラスの親睦交流の場が提供されるものとする。

RIの方針に沿った内容でなければならない。しかし、国際協議会のプログラムと重複してはならない。

研究会の会計は、独立採算で行われるものとする。余剰金は、次期に繰り越すものとする。なお、財務報告書を90日以内にゾーン内各ガバナー、RI事務総長などに送付するものとする。

ロータリー研究会は、RIの会長、ロータリー財団管理委員長などが来日して出席する、日本の34地区のロータリーにとっては非常に重要な会議です。世界のロータリーの現状の説明、日本のロータリーの現状の説明、今後の活動方針と課題の解決方法の討議が行われます。毎年新鮮で真剣な討議が行われますので、ロータリーの進むべき方向が理解できます。

4.9 地域（ゾーン）

地域とは、国際ロータリーの理事を選任する区域のことです。地域の運営管理は、次のように行われます。

- 理事の指名は、以下に定めるところにより、地域によってこれを行う。
- 世界を 34 の地域に分割し、地域内のロータリアン数がおよそ等しくなるようにする。
- 各地域は、理事会の定める日程に従って、4 年おきに地域内のクラブ会員から 1 名の理事を指名するものとする。
- 理事の任期は 2 年である。
- 地域の当初の境界は、規定審議会の決議によって承認されるものとする。
- 理事会は、少なくとも 8 年に 1 度、地域内のロータリアン数をほぼ等しくするために地域の構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。
- 地域構成の改正は、理事会がこれを行うことができる。
- 地域内で公平に理事を指名するために、理事会は、地域内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数になるようにし、理事会の定める日程に基づいて RI 理事を指名するものとする。地域内クラブの過半数の反対を押し切ってこのようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

50 ロータリーの民主的運営

国際ロータリーの理事は 17 名います。理事の選任もとは地域です。2 つの地域から 1 人の理事を選出します。地域が 34 ありますから 17 名の理事が選ば

れることとなります。1地域の会員数は、全地域とも、約35,000人です。そうすると、各理事は背後に70,000人の会員を背負っているわけです。会員総合計は、概算で70,000人×17理事=1,190,000人ですから、世界のロータリアンは120万人という計算と合っています。理事会は、1理事1票なので、人数的には、正確に、民主的に運営されていることとなります。

一方、規定審議会は、1地区1議決権です。2019年の規定審議会では、538地区が出席対象でしたから、538名の地区代表議員が集まる予定でした。2名の欠席でしたので、536名で審議が行われました。ところが皆さんご存知のように1地区の会員数には、多寡があります。日本では、青森、秋田のように1地区1,000人のところもあれば、1地区5,000人のところもあります。地区の代表議員が議決権を行使すると1票の格差は、1対5にもなります。世界では1対9のところもあり、規定審議会は、若干、民主的ではありません。

国際ロータリーの執行部は、RI理事の選任方法について、地域ではなくクラブの数により選任するべきである、という規定審議会時の提案に対して、それは母集団であるクラブの会員数に差があるので民主的でないとしました。それはその通りであると思います。とすると、規定審議会は近いうちに改革が行われま

す。

さて、破壊的なリーダーがいる場合に、そのリーダーが勝手に物事を決める場合があります。つまり破壊者が民主主義を反故にするのです。ロータリークラブでもそのような状況が時々あります。民主主義のいいところは、1回はそういうことがあっても、次は元に戻そうとする動きがあることです。

クラブの運営を民主的に行いましょう。